

令和8年三重県議会定例会

予算に関する補助金等に係る資料  
(追加提案)

令和8年2月

- 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号）第5条の規定により提出します。
- この資料は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し1,000万円以上の補助金等を交付することが見込まれるものについて、補助事業者等ごとに記載されています。（法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものを除きます。）
- 番号欄は、部の通し番号となっています。



第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称  | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由                                     | 課(室)名         | 支出科目 |       |       |             |
|----|----------|---------------------------|-------------------|---|--|--|---------------|------|-------|-------|-------------|
|    |          |                           |                   |   |  |  |               | 款    | 項     | 目     | 事業名         |
| 1  | 地籍調査費負担金 | 津市<br>津市西丸之内23番1号         | 112,538<br>(R8.3) | 県土の開発、保全、利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図る場合に補助する。 | (目的・理由)<br>土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図る。<br>社会資本整備を計画している地域において、用地取得の円滑化を図るとともに土地境界情報を整備しておくことで事前防災・減災に貢献する。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>土地の境界を明確にすることにより、公共事業の促進が図れるなどの公共性を有する。 | 水資源・地域プロジェクト課 | 総務費  | 地域振興費 | 資源対策費 | 県土基礎調査推進事業費 |
| 2  | 同上       | 南伊勢町<br>度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地 | 25,350<br>(R8.3)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 3  | 同上       | 伊勢市<br>伊勢市岩淵1丁目7番29号      | 22,128<br>(R8.3)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 4  | 同上       | 同上                        | 76,116<br>(R8.4)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 5  | 同上       | 四日市市<br>四日市市諏訪町1番5号       | 69,270<br>(R8.4)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称  | 補助事業者等の氏名及び住所           | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由                                     | 課(室)名         | 支出科目 |       |       |             |
|----|----------|-------------------------|------------------|---|--|--|---------------|------|-------|-------|-------------|
|    |          |                         |                  |   |  |  |               | 款    | 項     | 目     | 事業名         |
| 6  | 地籍調査費負担金 | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目1番1号     | 30,378<br>(R8.4) | 県土の開発、保全、利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図る場合に補助する。 | (目的・理由)<br>土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図る。<br>社会資本整備を計画している地域において、用地取得の円滑化を図るとともに土地境界情報を整備しておくことで事前防災・減災に貢献する。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>土地の境界を明確にすることにより、公共事業の促進が図れるなどの公共性を有する。 | 水資源・地域プロジェクト課 | 総務費  | 地域振興費 | 資源対策費 | 県土基礎調査推進事業費 |
| 7  | 同上       | 伊賀市<br>伊賀市四十九町3184番地    | 27,750<br>(R8.4) | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 8  | 同上       | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目18番18号   | 25,875<br>(R8.4) | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 9  | 同上       | 名張市<br>名張市鴻之台1番町1番地     | 22,206<br>(R8.4) | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 10 | 同上       | 明和町<br>多気郡明和町大字馬之上945番地 | 19,352<br>(R8.4) | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称  | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由                                     | 課(室)名         | 支出科目 |       |       |             |
|----|----------|--------------------------|------------------|---|--|--|---------------|------|-------|-------|-------------|
|    |          |                          |                  |   |  |  |               | 款    | 項     | 目     | 事業名         |
| 11 | 地籍調査費負担金 | 尾鷲市<br>尾鷲市中央町10番<br>43号  | 18,000<br>(R8.4) | 県土の開発、保全、利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図る場合に補助する。 | (目的・理由)<br>土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図る。<br>社会資本整備を計画している地域において、用地取得の円滑化を図るとともに土地境界情報を整備しておくことで事前防災・減災に貢献する。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>土地の境界を明確にすることにより、公共事業の促進が図れるなどの公共性を有する。 | 水資源・地域プロジェクト課 | 総務費  | 地域振興費 | 資源対策費 | 県土基礎調査推進事業費 |
| 12 | 同上       | 紀宝町<br>南牟婁郡紀宝町鶺鴒殿324番地   | 16,821<br>(R8.4) | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 13 | 同上       | 川越町<br>三重郡川越町大字豊田一色280番地 | 16,632<br>(R8.4) | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 14 | 同上       | 玉城町<br>度会郡玉城町田丸114番地2    | 14,544<br>(R8.4) | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 15 | 同上       | 亀山市<br>亀山市本丸町577番地       | 12,750<br>(R8.4) | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名         | 支出科目 |       |       |              |
|----|---------------------|---------------------------------|------------------|--|--|---|---------------|------|-------|-------|--------------|
|    |                     |                                 |                  |  |  |   |               | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 16 | 地籍調査費負担金            | 大台町<br>多気郡大台町佐原<br>750番地        | 11,208<br>(R8.4) | 県土の開発、保全、利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図る場合に補助する。              | (目的・理由)<br>土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図る。<br>社会資本整備を計画している地域において、用地取得の円滑化を図るとともに土地境界情報を整備しておくことで事前防災・減災に貢献する。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>土地の境界を明確にすることにより、公共事業の促進が図れるなどの公益性を有する。                  | 水資源・地域プロジェクト課 | 総務費  | 地域振興費 | 資源対策費 | 県土基礎調査推進事業費  |
| 17 | 同上                  | 志摩市<br>志摩市阿児町鵜方<br>3098番地22     | 11,082<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 18 | 同上                  | 桑名市<br>桑名市中央町2丁目<br>37番地        | 10,500<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 19 | 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金 | 三岐鉄道株式会社<br>四日市市富田3丁目<br>22番83号 | 56,200<br>(R8.4) | 鉄道事業者が行う安全性の向上のために必要な設備整備等に要した経費の一部を国、沿線市町と協調して補助する。 | (目的・理由)<br>鉄道事業者の安全な鉄道輸送の確保を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関である鉄道の安全性の向上を図るものであることから公益性を有する。 | 交通政策課         | 同上   | 同上    | 交通政策費 | 生活交通活性化促進事業費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |               |
|----|---------------------|-----------------------------------|------------------|--|---|--|-------|------|-------|-------|---------------|
|    |                     |                                   |                  |  |   |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名           |
| 20 | 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金 | 四日市市<br>四日市市諏訪町1番5号               | 36,595<br>(R8.4) | 鉄道事業者が行う安全性の向上のために必要な設備整備等に要した経費の一部を国と協調して補助する。      | (目的・理由)<br>鉄道事業者の安全な鉄道輸送の確保を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱         | シビルミニマム<br>地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関である鉄道の安全性の向上を図るものであることから公益性を有する。            | 交通政策課 | 総務費  | 地域振興費 | 交通政策費 | 生活交通活性化促進事業費  |
| 21 | 同上                  | 伊賀市<br>伊賀市四十九町3184番地              | 21,931<br>(R8.4) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上            |
| 22 | 同上                  | 一般社団法人養老線管理機構<br>岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地 | 16,259<br>(R8.4) | 鉄道事業者が行う安全性の向上のために必要な設備整備等に要した経費の一部を国、沿線市町と協調して補助する。 | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上            |
| 23 | 同上                  | 伊勢鉄道株式会社<br>鈴鹿市桜島町1丁目20番地         | 79,333<br>(R8.4) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 広域鉄道維持確保対策事業費 |
| 24 | 地域交通体系整備費補助金        | 同上                                | 45,500<br>(R8.4) | 伊勢鉄道株式会社の設備整備等に要した経費を沿線市町と協調して補助する。                  | (目的・理由)<br>鉄道事業者の経営の円滑化及び安全な鉄道輸送の確保を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関である鉄道の安全性の向上および運行の維持・確保を図るものであることから公益性を有する。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |              |
|----|----------------------|----------------------------------|-------------------|--|--|---|-------|------|-------|-------|--------------|
|    |                      |                                  |                   |  |  |   |       | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 25 | 地域間幹線系統確保維持費補助金      | 三重交通株式会社<br>津市中央1番1号             | 291,805<br>(R9.3) | 乗合バス事業者が運営する地域間幹線バス路線の欠損額及び車両購入の減価償却費にかかる補助対象経費に対して補助する。                   | (目的・理由)<br>地方バス運行の維持を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱   | シビルミニマム<br>地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関であるバス路線の維持・確保を図るものであることから公益性を有する。  | 交通政策課 | 総務費  | 地域振興費 | 交通政策費 | 生活交通活性化促進事業費 |
| 26 | 交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金 | 未定<br>(県内市町)                     | 未定<br>(未定)        | 市町が行う地域の移動手段確保の取組に要した経費に対して補助する。   | (目的・理由)<br>地域内交通ネットワークを構築し、日常生活で必要となる移動手段の確保を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱                                 | シビルミニマム<br>地域住民にとって必要不可欠な生活交通ネットワークの維持・確保を図るものであることから公益性を有する。   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 27 | 運輸事業振興助成交付金          | 公益社団法人三重県バス協会<br>津市雲出長常町1190番地の1 | 23,062<br>(R8.5)  | 公共性の高い輸送手段の安全性やサービスの向上とともに、バス事業者及びトラック事業者が事業活動の維持・発展に必要な経営基盤を確保できるよう助成を行う。 | (目的・理由)<br>バス事業及びトラック事業の公共性に鑑み、輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図る。<br><br>(根拠)<br>運輸事業の振興の助成に関する法律<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>運輸事業の振興の助成に関する法律(平成23年法律第101号)に基づき、各都道府県知事に交付することが求められている交付金であり、バス事業及びトラック事業の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図るものであることから、公益性を有する。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目 |         |         |             |
|----|---------------|---------------------------------|-------------------|--|--|---|-------------|------|---------|---------|-------------|
|    |               |                                 |                   |  |  |   |             | 款    | 項       | 目       | 事業名         |
| 28 | 運輸事業振興助成交付金   | 一般社団法人三重県トラック協会<br>津市栄町1丁目941番地 | 473,885<br>(R8.5) | 公共性の高い輸送手段の安全性やサービスの向上とともに、バス事業者及びトラック事業者が事業活動の維持・発展に必要な経営基盤を確保できるよう助成を行う。 | (目的・理由)<br>バス事業及びトラック事業の公共性に鑑み、輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図る。<br><br>(根拠)<br>運輸事業の振興の助成に関する法律<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>運輸事業の振興の助成に関する法律(平成23年法律第101号)に基づき、各都道府県知事に交付することが求められている交付金であり、バス事業及びトラック事業の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図るものであることから、公益性を有する。 | 広域交通・リニア推進課 | 総務費  | 地域振興費   | 交通政策費   | 運輸事業関係費     |
| 29 | スポーツ団体等活性化補助金 | 公益財団法人三重県スポーツ協会<br>鈴鹿市御園町1669番地 | 19,439<br>(R8.4)  | 三重県スポーツ協会の事業に要する経費を補助する。   | (目的・理由)<br>三重県スポーツ協会の事業活動を助成することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱              | 外部(不)経済<br>三重県スポーツ協会は、本県のアマチュアスポーツを統轄する団体であり、当該団体の事業活動経費を補助することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るものであることから、公益性を有する。                   | スポーツ推進課     | 同上   | スポーツ推進費 | スポーツ推進費 | 地域スポーツ推進事業費 |
| 30 | 同上            | 一般財団法人三重県武道振興会<br>津市北河路町19番地1   | 11,836<br>(R8.4)  | 三重県武道振興会の事業に要する経費を補助する。  | (目的・理由)<br>三重県武道振興会の事業活動を助成することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱               | 外部(不)経済<br>三重県武道振興会は、各種の武道大会や武道教室を開催しており、当該団体の事業活動経費を補助することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るものであることから、公益性を有する。                       | 同上          | 同上   | 同上      | 同上      | 同上          |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                 | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額(予定時期)  | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |         |         |             |
|----|-------------------------|----------------------------------|--------------|---|---|--|---------|------|---------|---------|-------------|
|    |                         |                                  |              |   |   |  |         | 款    | 項       | 目       | 事業名         |
| 31 | レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金 | 未定                               | 未定(未定)       | 三重とこわか国体・三重とこわか大会の会場施設等を活用して市町・競技団体等が実施する、大規模大会等の誘致・開催、スポーツを通じたまちづくり等に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>市町・競技団体等が実施する大規模大会の誘致・開催事業等を支援することにより、スポーツの振興やスポーツを通じた地域の活性化を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱     | 外部(不)経済<br>市町・競技団体等の事業経費を補助することにより、本県のスポーツの振興やスポーツを通じた地域の活性化を図るものことから、公益性を有する。                 | スポーツ推進課 | 総務費  | スポーツ推進費 | スポーツ推進費 | 地域スポーツ推進事業費 |
| 32 | 美し国三重市町対抗駅伝開催事業負担金      | 美し国三重市町対抗駅伝運営委員会<br>伊勢市宇治館町510番地 | 42,109(未定)   | 美し国三重市町対抗駅伝の開催に要する経費を負担する。  | (目的・理由)<br>市町対抗の駅伝の開催経費を負担することにより、ジュニア世代の発掘・育成とスポーツを「する」「みる」「支える」全ての県民の意識高揚を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>美し国三重市町対抗駅伝の開催にあたり、当該駅伝にかかる経費を負担することにより、本県のスポーツの振興やスポーツを通じた地域の活性化を図るものことから、公益性を有する。 | 同上      | 同上   | 同上      | 同上      | 同上          |
| 33 | 新三重武道館整備費補助金            | 津市<br>津市西丸之内23番1号                | 15,699(R8.4) | 新三重武道館の整備に係る元利償還金等の一部を補助する。   | (目的・理由)<br>新三重武道館の整備に係る経費を補助することにより、本県のさらなる武道振興に寄与する。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱                           | 外部(不)経済<br>新三重武道館の整備で、本県のさらなる武道振興が図られることにより、アマチュアスポーツの健全な普及及び振興と青少年の健全育成に寄与するものことから、公益性を有する。   | 同上      | 同上   | 同上      | スポーツ施設費 | スポーツ施設整備運営費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容                           | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目 |         |         |                 |
|----|------------------|----------------------------------|-------------------|--------------------------------|--|--|----------|------|---------|---------|-----------------|
|    |                  |                                  |                   |                                |  |  |          | 款    | 項       | 目       | 事業名             |
| 34 | 三重県競技力向上対策本部負担金  | 三重県競技力向上対策本部<br>津市広明町13番地        | 173,806<br>(R8.4) | 本県競技スポーツ水準の向上を図るために要する経費を負担する。 | (目的・理由)<br>三重県競技力向上対策本部の事業経費を負担することにより、本県競技スポーツ水準の向上を効果的に推進する。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱               | 外部(不)経済<br>本県競技スポーツ水準の向上を図ることで、本県選手がオリンピック競技大会や国民スポーツ大会等の国内外の大会で活躍することは、県民に夢や感動を与え、一体感の醸成につながるものであることから、公益性を有する。 | 競技力向上対策課 | 総務費  | スポーツ推進費 | スポーツ推進費 | 競技力向上対策事業費      |
| 35 | 同上               | 同上                               | 61,959<br>(R8.4)  | 同上                             | 同上   | 同上   | 同上       | 同上   | 同上      | 同上      | 地域のきらりスポーツ推進事業費 |
| 36 | 障がい者スポーツ運営事業費補助金 | 社会福祉法人三重県厚生事業団<br>津市一身田大古曾670番地2 | 未定<br>(R8.4)      | 本県障がい者スポーツの推進を図るために要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>障がい者スポーツ団体等が実施する事業活動を助成することにより、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくりを図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>障がい者スポーツを推進することは、障がい者がスポーツにふれ親しむ機会を拡大するとともに、障がいへの理解促進や共生社会の実現につながるものであることから、公益性を有する。                  | 同上       | 同上   | 同上      | 同上      | 障がい者スポーツ推進事業費   |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称     | 補助事業者等の氏名及び住所       | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                     | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名     | 支出科目 |       |       |             |
|----|-------------|---------------------|------------------|--------------------------|---|---|-----------|------|-------|-------|-------------|
|    |             |                     |                  |                          |   |   |           | 款    | 項     | 目     | 事業名         |
| 37 | 離島航路整備事業補助金 | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目1番1号 | 54,200<br>(R9.3) | 離島航路事業者に対して、欠損額の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>離島航路事業の維持改善を図り、離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資する。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>離島と本土を結ぶ唯一の交通機関である離島航路を確保する必要があることから公益性を有する。 | 南部地域振興企画課 | 総務費  | 地域振興費 | 地域振興費 | 過疎・離島等振興対策費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:防災対策部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |     |       |       |
|----|------------------|---------------|-----------------|--|--|--|---------|------|-----|-------|-------|
|    |                  |               |                 |  |  |  |         | 款    | 項   | 目     | 事業名   |
| 1  | いのちを守る防災・減災総合補助金 | 未定<br>(県内市町)  | 397,518<br>(未定) | 市町の避難所環境改善や孤立地域対策、津波避難タワー整備、耐震シェルター設置等の防災・減災対策に対し補助する。 | (目的・理由)<br>南海トラフ地震対策をはじめ、地域における防災・減災対策の強化を図る。<br><br>(根拠)<br>防災対策部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>発災時に住民の生命を守るための取組や避難所における資機材整備等への補助は、公益性が高いものである。 | 地域防災推進課 | 総務費  | 防災費 | 防災総務費 | 地震対策費 |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                      | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |         |
|----|------------------------------|---------------|-----------------|--|--|--|-------|------|-------|---------|---------|
|    |                              |               |                 |  |  |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 1  | 施設整備促進・分娩取扱施設等経営強化緊急支援事業費補助金 | 未定            | 22,492<br>(未定)  | 分娩取扱を継続するための費用を支援する。   | (目的、理由)<br>分娩取扱施設が少なく、当面集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための費用を支援する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>当該施設への支援を行うことで、分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域における分娩取扱施設の維持に繋がるものであり、公益性がある。  | 医療政策課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費 | 小児医療対策費 |
| 2  | 同上                           | 同上            | 16,344<br>(未定)  | 施設整備が困難となっている医療機関を支援する。  | (目的、理由)<br>現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関を支援する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱            | シビルミニマム<br>当該施設への支援を行うことで、地域における地域医療構想を推進するとともに、救急医療・周産期医療体制の維持に繋がるものであり、公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 3  | 同上                           | 同上            | 213,030<br>(未定) | 休日夜間の入院を要する小児救急患者を受け入れるなど、地域に不可欠な小児医療の拠点となる機能を持つ病院に対して、体制整備に係る費用を支援する。 | (目的、理由)<br>地域に不可欠な小児医療の拠点となる病院の機能の維持を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                          | シビルミニマム<br>当該病院への支援を行うことで、地域に不可欠な小児医療の拠点となる病院の機能の維持を図るものであり、公益性がある。              | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                            | 補助事業者等の氏名及び住所                           | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |     |         |
|----|------------------------------------|---|-------------------|---|--|---|-------|------|-------|-----|---------|
|    |                                    |   |                   |   |  |   |       | 款    | 項     | 目   | 事業名     |
| 4  | 医療機関等における物価高騰対策支援金                 | 未定(病院、診療所、助産所、施術所)                      | 1,536,667<br>(未定) | 原油価格・物価高騰の影響を受けている医療機関等に対して、費用の高騰分の一部を支援する。 | (目的・理由)<br>原油価格・物価高騰の影響を受けている医療機関等を支援し、経営の安定を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                | シビルミニマム<br>原油価格・物価高騰の影響を受けている医療機関等を支援し、経営の安定を図るものであり、県民の健康な生活のための環境整備として、公共性がある。          | 医療政策課 | 衛生費  | 医薬費   | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 5  | 災害医療提供体制推進事業費補助金(地域災害拠点病院設備整備事業)   | 日本赤十字社伊勢赤十字病院<br>伊勢市船江一丁目471番2          | 12,816<br>(未定)    | 地域の災害拠点病院の設備整備に取り組む事業へ補助する。                 | (目的・理由)<br>災害時に、傷病者等が必要な医療を迅速かつ適切に受けられる災害保健医療体制の構築を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱          | シビルミニマム<br>地域の災害拠点病院の設備整備事業を支援することにより、災害保健医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康な生活のための環境整備として公益性がある。   | 同上    | 民生費  | 災害救助費 | 救助費 | 災害医療対策費 |
| 6  | 同上                                 | 独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター<br>津市久居明神町2158-5 | 21,522<br>(未定)    | 同上  | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上  | 同上      |
| 7  | 災害医療提供体制推進事業費補助金(NBC災害・テロ対策設備整備事業) | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2丁目174        | 10,064<br>(未定)    | NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に取り組む事業へ補助する。  | (目的・理由)<br>NBC災害及びテロ発生時に、傷病者等が必要な医療を迅速かつ適切に受けられる災害保健医療体制の構築を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>NBC災害及びテロ対策の設備整備事業を支援することにより、災害保健医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                               | 補助事業者等の氏名及び住所                            | 交付予定額(予定時期)    | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |         |
|----|---------------------------------------|--|----------------|--|---|---|-------|------|-------|---------|---------|
|    |                                       |  |                |  |   |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 8  | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業) | 地方独立行政法人三重県立総合医療センター<br>四日市市大字日永5450-132 | 17,516<br>(未定) | ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を実施するため、新生児集中治療室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)等を整備する周産期母子医療センターの運営経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を行い、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム周産期母子医療センターの運営を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 医療政策課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費 | 小児医療対策費 |
| 9  | 同上                                    | 独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター<br>津市久居明神町2158-5  | 37,542<br>(未定) | 同上   | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 10 | 同上                                    | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2丁目174         | 75,134<br>(未定) | 同上   | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 11 | 同上                                    | 日本赤十字社伊勢赤十字病院<br>伊勢市船江一丁目471番2           | 44,551<br>(未定) | 同上   | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 12 | 同上                                    | 地方独立行政法人桑名市総合医療センター<br>桑名市寿町3丁目11番地      | 13,374<br>(未定) | 同上   | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 13 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金(小児在宅医療・福祉連携事業)   | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2丁目174         | 16,590<br>(未定) | 地域の小児在宅医療・福祉連携体制の整備に取り組む事業者に対して補助する。   | (目的・理由)<br>地域の小児在宅医療・福祉連携体制の整備の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                        | シビルミニマム連携事業を支援することにより、小児在宅医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。          | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                    | 補助事業者等の氏名及び住所                               | 交付予定額(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |         |
|----|----------------------------|---|----------------|---|--|--|-------|------|-------|---------|---------|
|    |                            |   |                |   |  |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 14 | 医療施設施設整備費補助金(分娩取扱施設施設整備事業) | 独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター<br>津市久居明神町2158-5     | 46,948<br>(未定) | 分娩取扱施設が少ない地域において、分娩取扱施設の施設整備費の一部を補助する。                              | (目的・理由)<br>分娩取扱施設が少ない地域において、分娩取扱施設の施設整備費の一部を補助することで、地域において安心して出産ができる体制を確保する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱    | シビルミニマム<br>分娩取扱施設が少ない地域において、分娩取扱施設の施設整備を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、安心・安全な妊娠・出産ができるための環境整備として公益性がある。 | 医療政策課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費 | 小児医療対策費 |
| 15 | がん診療設備整備費補助金               | 三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院<br>鈴鹿市安塚町山之花1275番地53 | 10,000<br>(未定) | 質の高いがん診療が可能な医療提供体制を整備するため、がん診療設備の整備に必要な経費の一部を補助する。                  | (目的・理由)<br>がん医療提供体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>がん診療設備の整備により、がん医療提供体制の充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                                  | 同上    | 同上   | 同上    | 予防費     | がん対策推進費 |
| 16 | 同上                         | 三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院<br>松阪市川井町字小望102      | 10,500<br>(未定) | 同上  | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 17 | 病床機能再編支援事業給付金              | 日本赤十字社伊勢赤十字病院<br>伊勢市船江一丁目471番2              | 36,480<br>(未定) | 地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を促進することを目的とする、病床規模の適正化に係る取組を支援するため、給付金を支給する。 | (目的・理由)<br>医療介護総合確保法に係る三重県計画に基づき、病床規模の適正化を進め、地域医療構想の実現に向けた効果的・効率的な医療提供体制の構築を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>病床規模の適正化に係る施設整備を支援することにより、効果的・効率的な医療提供体制の構築を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。               | 同上    | 同上   | 医薬費   | 医務費     | 地域医療対策費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |     |     |         |
|----|---------------|-------------------------------|----------------|---|--|--|-------|------|-----|-----|---------|
|    |               |                               |                |   |  |  |       | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 18 | 病床機能再編支援事業給付金 | 医療法人武田産婦人科<br>名張市鴻之台1番町144    | 10,260<br>(未定) | 地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を促進することを目的とする、病床規模の適正化に係る取組を支援するため、給付金を支給する。 | (目的・理由)<br>医療介護総合確保法に係る三重県計画に基づき、病床規模の適正化を進め、地域医療構想の実現に向けた効果的・効率的な医療提供体制の構築を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>病床規模の適正化に係る施設整備を支援することにより、効果的・効率的な医療提供体制の構築を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 医療政策課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 19 | 同上            | 寺田産婦人科<br>伊勢市小木町185-1         | 13,680<br>(未定) | 同上  | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 20 | 同上            | 紀南病院組合立紀南病院<br>南牟婁郡御浜町阿田和4750 | 90,972<br>(未定) | 同上  | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 21 | 同上            | 河崎クリニック<br>伊勢市河崎1-9-37        | 43,320<br>(未定) | 同上  | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                       | 補助事業者等の氏名及び住所                               | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |     |     |         |
|----|-------------------------------|---|-----------------|--|---|---|-------|------|-----|-----|---------|
|    |                               |   |                 |  |   |   |       | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 22 | 医療施設設備整備費補助金(共同利用施設設備整備事業補助金) | 独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター<br>津市久居明神町2158-5     | 73,333<br>(未定)  | 共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入経費の一部を補助する。           | (目的・理由)<br>共同利用を目的とした高額医療機器を整備することで、共同利用施設として地域の医療機関の連携や医療資源の効率的活用を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>地域における医療水準の向上に資するため、医療提供体制の機能整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。     | 医療政策課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 23 | 同上                            | 三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院<br>鈴鹿市安塚町山之花1275番地53 | 同上              | 同上   | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 24 | 小児救急医療拠点病院運営事業補助金             | 独立行政法人国立病院機構三重病院<br>津市大里窪田町357番地            | 39,446<br>(未定)  | 休日夜間における小児の重篤救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院の運営経費の一部を補助する。     | (目的・理由)<br>小児の救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                             | シビルミニマム<br>小児救急医療拠点病院の運営を支援することにより、小児救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 救急医療対策費 |
| 25 | 救命救急センター運営事業補助金               | 日本赤十字社伊勢赤十字病院<br>伊勢市船江一丁目471番2              | 114,450<br>(未定) | 休日夜間における重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置した場合にその運営経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                             | シビルミニマム<br>救命救急センターの運営を支援することにより、三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 26 | 同上                            | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2丁目174            | 120,196<br>(未定) | 同上   | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                      | 補助事業者等の氏名及び住所                                   | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |     |     |         |
|----|------------------------------|---|-----------------|---|---|---|-------|------|-----|-----|---------|
|    |                              |   |                 |   |   |   |       | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 27 | 救命救急センター運営事業補助金              | 三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院<br>松阪市川井町字小望102          | 160,138<br>(未定) | 休日夜間における重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置した場合にその運営経費の一部を補助する。        | (目的・理由)<br>重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱         | シビルミニマム救命救急センターの運営を支援することにより、三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 医療政策課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 救急医療対策費 |
| 28 | 医療施設設備整備費補助金(救命救急センター設備整備事業) | 日本赤十字社伊勢赤十字病院<br>伊勢市船江一丁目471番2                  | 26,400<br>(未定)  | 救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費を補助する。                        | (目的・理由)<br>重篤な救急患者の医療を確保するため、救命救急センターの設備整備に対し補助する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                       | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 29 | ドクターヘリ運航事業補助金                | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2丁目174                | 353,960<br>(未定) | 救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上等を図るため、ドクターヘリの運航を行う場合にその運航経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を提供する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                | 同上  | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 30 | 医療施設設備整備費補助金(病院群輪番制病院設備整備事業) | 三重県厚生農業協同組合連合会三重北医療センターいなべ総合病院<br>いなべ市北勢町阿下喜771 | 14,666<br>(未定)  | 病院群輪番制病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要の専用医療機器の購入費を補助する。     | (目的・理由)<br>重篤な救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制病院の設備整備に対し補助する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム二次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                       | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                     | 補助事業者等の氏名及び住所              | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |     |          |             |
|----|-----------------------------|----------------------------|-------------------|---|--|--|-------|------|-----|----------|-------------|
|    |                             |                            |                   |   |  |  |       | 款    | 項   | 目        | 事業名         |
| 31 | 公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金        | 公立大学法人三重県立看護大学津市夢が丘一丁目1番地1 | 830,901<br>(R8.4) | 公立大学法人三重県立看護大学の運営費を交付する。                              | (目的・理由)<br>公立大学法人三重県立看護大学が適切に運営されるよう、必要な経費を運営費交付金として交付する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱       | 外部(不)経済<br>地方独立行政法人制度においては、必ずしも独立採算制を前提としておらず、公立大学法人三重県立看護大学が適切に運営されるためには、交付金の交付以外の方法はない。                        | 医療政策課 | 衛生費  | 医薬費 | 医療従事者養成費 | 公立大学法人関係事業費 |
| 32 | 公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金      | 同上                         | 41,520<br>(未定)    | 公立大学法人三重県立看護大学が実施する施設・設備等の整備に要する経費に対して補助する。           | (目的・理由)<br>公立大学法人三重県立看護大学の教育・研究環境の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                        | 外部(不)経済<br>看護職員の育成及び教育を行う大学が実施する施設・設備等の整備に要する経費に対して補助することにより、県内外の医療機関における看護職員の充実を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上  | 同上       | 同上          |
| 33 | 公立大学法人三重県立看護大学授業料等減免費交付金    | 同上                         | 62,990<br>(未定)    | 公立大学法人三重県立看護大学が行う授業料等減免に要する経費に対して補助する。                | (目的・理由)<br>公立大学法人三重県立看護大学の修学に係る経済的負担を軽減する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                      | 外部(不)経済<br>子どもを安心して育てることが出来る環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、公益性がある。   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上       | 同上          |
| 34 | 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業補助金 | 未定(病院)                     | 480,000<br>(未定)   | 業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等の取組を行う病院に対して、必要な経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援し、医療分野の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げる。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援することにより、医療分野の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げるものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。            | 医療人材課 | 同上   | 同上  | 医務費      | 地域医療対策費     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                   | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |     |     |         |
|----|---------------------------|----------------------------------|-------------|--|---|--|-------|------|-----|-----|---------|
|    |                           |                                  |             |  |   |  |       | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 35 | 医療施設等施設整備費補助金(医師偏在対策総合事業) | 未定(医療機関)                         | 58,080(未定)  | 医師少数区域等の医療機関に勤務する医師を確保するために、宿直室等の施設整備に必要な経費の一部を補助する。         | (目的・理由)<br>今後の医療需要の変化に対応するために、医師の負担軽減に資する取組等を支援し、地域医療を支える人材の確保・定着に繋げる。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>医師の負担軽減に資する取組等を支援することにより、地域医療を支える人材の確保・定着に繋げるものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。        | 医療人材課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 36 | 医療施設運営費等補助金(医師偏在対策総合事業)   | 同上                               | 104,916(未定) | 医師少数区域等の医療機関に勤務する医師を確保するために、土日祝日の代替医師確保に必要な経費等の一部を補助する。      | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 37 | パティホスピタルシステム実施事業補助金       | 日本赤十字社伊勢赤十字病院<br>伊勢市船江1丁目471番2   | 11,250(未定)  | 医師の確保が困難な地域への医師派遣を推進するため、医師派遣に係る経費を補助する。                     | (目的・理由)<br>医師の確保が困難な地域の医療を確保する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>医師派遣に要する経費を補助することにより、医師の確保が困難な地域の医療の確保を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。            | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 38 | 周産期新生児科指導医育成事業費補助金        | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2丁目174 | 12,000(未定)  | 周産期新生児科医師の県内定着を図るため、医学生から指導医まで切れ目のないキャリア形成や指導医の育成に係る経費を補助する。 | (目的・理由)<br>周産期新生児科指導医の育成及び確保を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                                       | 外部(不)経済<br>周産期新生児科指導医の育成に要する経費を交付することにより、県内の医療機関における周産期新生児科医師の充実を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                   | 補助事業者等の氏名及び住所                         | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |     |     |         |
|----|---------------------------|---------------------------------------|-----------------|---|--|--|-------|------|-----|-----|---------|
|    |                           |                                       |                 |   |  |  |       | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 39 | 臨床研修医定着支援事業補助金            | 特定非営利活動法人MMC卒後臨床研修センター<br>津市江戸橋2丁目174 | 14,662<br>(未定)  | 臨床研修医の定着を目的として開催する事業等に補助する。                               | (目的・理由)<br>臨床研修医の確保及び研修の充実強化を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                      | シビルミニマム<br>臨床研修医の確保および資質の向上に係る事業を支援することにより、地域医療体制の整備を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                       | 医療人材課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 40 | 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金   | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2丁目174      | 209,423<br>(未定) | 教育研修及び診療に係る勤務環境改善の取組に要する経費、勤務医の労働時間短縮のための医師派遣に係る経費を補助する。  | (目的・理由)<br>勤務医の働き方改革の推進を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                           | 外部(不)経済<br>教育研修及び診療に係る勤務環境改善の取組や、医師の労働時間短縮のための医師派遣に係る経費を補助することにより、勤務医の働き方改革の推進を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 41 | 医療施設等施設整備費補助金(医師偏在対策総合事業) | 未定<br>(医療機関)                          | 110,154<br>(未定) | 医師少数区域等の医療提供体制を確保するために、当該区域における診療所の承継・開業に伴う施設整備費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>医師少数区域等における診療所の承継・開業を支援し、当該区域の医療提供体制を確保する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>医師少数区域等における診療所の承継・開業を支援することにより、当該区域の医療提供体制確保に繋げるものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 42 | 医療施設運営費等補助金(医師偏在対策総合事業)   | 同上                                    | 49,976<br>(未定)  | 医師少数区域等の医療提供体制を確保するために、当該区域における診療所の承継・開業に伴う運営費の一部を補助する。   | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                          | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |          |             |
|----|----------------------------------|--------------------------------|------------------|--|---|---|-------|------|-------|----------|-------------|
|    |                                  |                                |                  |  |   |   |       | 款    | 項     | 目        | 事業名         |
| 43 | 医療施設運営費等補助金(へき地診療所運営事業)          | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽三丁目1番1号            | 39,383<br>(未定)   | 市町、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業組合連合会が行うへき地診療所の運営事業を補助する。    | (目的・理由)<br>へき地における医療提供体制を確保する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                                 | シビルミニマム<br>へき地診療所の運営事業に要する経費を補助することにより、へき地における医療提供体制の確保を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。             | 医療人材課 | 衛生費  | 医薬費   | 医務費      | 地域医療対策費     |
| 44 | 三重県看護師等養成所運営費補助金                 | 未定<br>(看護師等養成所)                | 253,105<br>(未定)  | 看護師等養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。                                | (目的・理由)<br>看護師等の確保及び教育の充実強化を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                                | 外部(不)経済<br>看護師等の確保及び資質の向上に資する事業を支援することにより、地域医療体制の整備を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。                     | 同上    | 同上   | 同上    | 医療従事者養成費 | 看護職員養成支援事業費 |
| 45 | 介護福祉士修学資金等貸付事業補助金                | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2丁目131 | 64,594<br>(R8.3) | 三重県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業に対して補助する。                   | (目的・理由)<br>介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費を補助することにより、介護人材の育成及び確保並びに定着を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>介護福祉士の資格取得を目指す学生等へ修学資金を貸与する事業等に対して補助することにより、介護人材の育成及び確保並びに定着が図られ、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。     | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費  | 福祉人材確保対策費   |
| 46 | 三重県介護従事者確保事業費補助金(介護テクノロジー導入支援事業) | 未定<br>(社会福祉法人等)                | 619,455<br>(未定)  | 介護サービス施設における介護ロボット・ICT機器等の介護テクノロジーの導入に必要な経費に対して補助金を交付する。 | (目的・理由)<br>介護サービス施設における業務の効率化や職員の負担軽減を図り、介護職員の定着化を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱          | シビルミニマム<br>介護サービスが必要な高齢者に不可欠である介護サービス施設が、安定的な運営に向け、職員の負担軽減を図るために導入する介護ロボット・ICT機器の購入経費の一部を補助することは公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上       | 同上          |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                     | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |               |
|----|-----------------------------|--------------------------------|-------------------|--|---|---|-------|------|-------|---------|---------------|
|    |                             |                                |                   |  |   |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 47 | 介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金 | 未定<br>(介護サービス事業所・施設)           | 752,107<br>(未定)   | 原油価格・物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所・施設に対して、費用の高騰分の一部を支援する。             | (目的・理由)<br>原油価格・物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所・施設を支援し、経営の安定を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                          | シビルミニマム<br>原油価格・物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所・施設を支援し、経営の安定を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として、公益性がある。        | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費   | 介護保険制度実施関係事業費 |
| 48 | 三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金      | 未定<br>(社会福祉法人等)                | 95,862<br>(未定)    | 高齢者施設等の防災・減災対策や新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設・設備等の整備に要する経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>防災・減災対策および感染防止対策の強化を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱   | シビルミニマム<br>防災・減災対策や感染拡大防止対策事業の整備に支援することは、高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保することとなり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 介護基盤整備関係事業費   |
| 49 | 社会福祉研修センター事業費補助金            | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2丁目131 | 10,007<br>(R8.5)  | 三重県社会福祉協議会が実施する社会福祉研修センター事業に対して補助する。                           | (目的・理由)<br>社会福祉施設職員の資質向上を図り、社会福祉事業全体の質を向上させる。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                                    | 外部(不)経済<br>三重県社会福祉協議会が研修事業を実施することにより、社会福祉施設職員の資質向上が図られ、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。                  | 同上    | 同上   | 同上    | 社会福祉総務費 | 福祉人材養成事業費     |
| 50 | 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金     | 独立行政法人福祉医療機構<br>東京都港区虎ノ門4-3-13 | 369,708<br>(R8.5) | 県内社会福祉施設等の被共済職員が退職したときに、機構が支給する退職手当金の一部について補助する。               | (目的・理由)<br>独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に要する経費を補助することにより、社会福祉施設職員等の処遇向上を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき補助するものであるため、公益性が認められる。                                       | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 福祉人材確保対策費     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                | 補助事業者等の氏名及び住所               | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |       |           |              |
|----|------------------------|-----------------------------|-------------------|--|---|---|---------|------|-------|-----------|--------------|
|    |                        |                             |                   |  |   |   |         | 款    | 項     | 目         | 事業名          |
| 51 | 老人保健福祉施設整備費補助金         | 未定<br>(社会福祉法人等)             | 333,600<br>(未定)   | 特別養護老人ホーム等の整備に係る経費を助成する。   | (目的・理由)<br>必要な介護基盤を整備する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                       | シビルミニマム<br>在宅での生活が困難で施設サービスを希望する高齢者の円滑な入所のため、施設整備を推進することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。           | 長寿介護課   | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費     | 介護基盤整備関係事業費  |
| 52 | 三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 | 同上                          | 10,986<br>(未定)    | 高齢者施設等の防災・減災対策や新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設・設備等の整備に要する経費の一部を補助する。                 | (目的・理由)<br>防災・減災対策および感染防止対策の強化を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱             | シビルミニマム<br>防災・減災対策や感染拡大防止対策事業の整備に支援することは、高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保することとなり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上      | 同上   | 同上    | 同上        | 同上           |
| 53 | 軽費老人ホーム運営費補助金          | 未定<br>(社会福祉法人、医療法人)         | 1,088,812<br>(未定) | 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。  | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                | シビルミニマム<br>自宅での生活が困難な低所得高齢者が、低額で利用できるような施設(軽費老人ホーム)の安定的な運営を支援するため、施設運営費の一部を補助することは公益性がある。       | 同上      | 同上   | 同上    | 同上        | 高齢者在宅生活支援事業費 |
| 54 | 医療保険制度推進交付金            | 公益社団法人三重県医師会<br>津市桜橋2-191-4 | 49,977<br>(R8.6)  | 医療保険制度や福祉医療費助成制度に関し、医師会が実施する周知活動、医療の質を確保するための医師の研修、地域住民を対象とした健康教育等の経費に対して交付する。 | (目的・理由)<br>医療保険制度の円滑な実施を図るとともに、対象者の健康の保持増進を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>医療保険制度等の円滑な運用を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                                    | 国民健康保険課 | 同上   | 同上    | 国民健康保険指導費 | 福祉医療対策費      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称      | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期)         | 事業内容                                       | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |              |
|----|--------------|---------------|---------------------|--|--|--|---------|------|-------|---------|--------------|
|    |              |               |                     |  |  |  |         | 款    | 項     | 目       | 事業名          |
| 55 | 障がい者医療費補助金   | 未定<br>(県内市町)  | 2,022,773<br>(R8.6) | 市町が障がい者に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。   | (目的・理由)<br>障がい者が必要な医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱        | シビルミニマム<br>医療費を助成することにより、障がい者の経済的負担の軽減を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。   | 国民健康保険課 | 民生費  | 社会福祉費 | 障がい者福祉費 | 障がい児(者)医療対策費 |
| 56 | 子ども医療費補助金    | 同上            | 2,480,583<br>(R8.6) | 市町が子どもに対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。    | (目的・理由)<br>次世代育成の重要性から子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが医療を受けられる環境を整える。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。  | 同上      | 同上   | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 子ども医療対策費     |
| 57 | 一人親家庭等医療費補助金 | 同上            | 446,194<br>(R8.6)   | 市町が一人親家庭等に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>一人親家庭等の医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱         | シビルミニマム<br>医療費を助成することにより、一人親家庭等の経済的負担の軽減を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上      | 同上   | 同上    | 母子福祉費   | 母子医療対策費      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                 | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |            |
|----|-------------------------|--------------------------------|-----------------|---|--|---|--------|------|-------|---------|------------|
|    |                         |                                |                 |   |  |   |        | 款    | 項     | 目       | 事業名        |
| 58 | 三重県災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金 | 未定<br>(歯科医師会等)                 | 152,000<br>(未定) | 災害時に避難所等において歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健医療活動の実施に必要な歯科診療器材等の整備の支援を行う。                            | (目的・理由)<br>災害時においても、適切な歯科保健医療提供体制を確保できるよう、必要な設備整備を行う。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱         | シビルミニマム<br>災害時の歯科保健医療提供体制を確保するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                     | 健康推進課  | 民生費  | 災害救助費 | 救助費     | 災害医療対策費    |
| 59 | 三重県健康増進事業補助金            | 津市<br>津市西丸之内23番1号              | 15,507<br>(未定)  | 市町が実施する以下の保健事業について必要な経費の一部を補助する。<br>・健康教育<br>・健康相談<br>・健康診査<br>・訪問指導<br>・総合的な保健推進事業 | (目的・理由)<br>地域住民の健康の保持増進を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                                   | シビルミニマム<br>市町の保健事業を支援することにより、県民の健康増進を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。            | 同上     | 衛生費  | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費 | 高齢者健康診査事業費 |
| 60 | 同上                      | 伊勢市<br>伊勢市岩渕1丁目7番29号           | 14,179<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上  | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 同上         |
| 61 | 三重県感染症指定医療機関運営事業費補助金    | 日本赤十字社伊勢赤十字病院<br>伊勢市船江一丁目471番2 | 12,588<br>(未定)  | 1類、2類感染症患者等を受け入れるための病床の確保に要する経費に対して補助する。  | (目的・理由)<br>1類、2類感染症患者等の治療等を行うための医療提供体制の整備を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱                 | シビルミニマム<br>感染症指定医療機関の運営を支援することにより、感染症医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 感染症対策課 | 同上   | 同上    | 予防費     | 防疫対策費      |
| 62 | 予防接種対策費負担(補助)金          | 松阪市<br>松阪市殿町1340番地1            | 12,400<br>(未定)  | 予防接種による健康被害者に対して医療費等の必要な経費の一部を負担する。   | (目的・理由)<br>定期予防接種による健康被害者に医療費や障害年金等を支給することにより、予防接種健康被害者を救済する。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>予防接種健康被害者への救済を行うことは、予防接種の安全・安心を確保することとなり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。     | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 予防接種費      |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |               |
|----|--------------------|-------------------------------|-----------------|--|---|--|-------|------|-------|---------|---------------|
|    |                    |                               |                 |  |   |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 1  | 生活福祉資金貸付事業補助金      | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2-131 | 45,425<br>(未定)  | 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、無利子または低利子で資金の貸付事業を行う三重県社会福祉協議会に対し、事業の実施に要する経費の補助を行う。 | (目的・理由)<br>低所得世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談援助を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を送れるよう支援する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱       | シビルミニマム<br>低所得世帯等の経済的自立や生活意欲の向上等を図り、安定した生活を送れるよう支援するものであり、公益性がある。                  | 地域福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 低所得者等援護対策費    |
| 2  | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 同上                            | 244,364<br>(未定) | 判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等が安心して暮らしていけるよう、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助等を支援する。     | (目的・理由)<br>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行い、その者の権利擁護に資する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>判断能力に不安のある者が自立して地域で生活できるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その者の権利擁護を図るものであり、公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 福祉サービス利用支援事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |              |
|----|-------------------|-------------------------------|------------------|---|--|--|-------|------|-------|---------|--------------|
|    |                   |                               |                  |   |  |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名          |
| 3  | 福祉活動指導員設置費補助金     | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2-131 | 42,000<br>(R9.1) | 三重県社会福祉協議会の福祉活動指導員の人件費に対して助成する。   | (目的・理由)<br>県における地域福祉の推進に向けて、三重県社会福祉協議会の活動の強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を推進する。<br>「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け厚生省社会・援護局長通知)<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>三重県社会福祉協議会の活動を強化することにより、民間社会福祉活動の充実、発展を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。  | 地域福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 民間福祉団体等協働事業費 |
| 4  | 三重県重層的支援体制整備事業交付金 | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5            | 10,000<br>(未定)   | 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」に取り組む市町に対し、交付金を交付する。 | (目的・理由)<br>市町に対し、重層的支援体制整備事業の実施に係る交付金を交付することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱                             | シビルミニマム<br>「重層的支援体制整備事業」は、地域住民が誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、包括的な支援体制づくりを進める取組であり、県民の福祉の向上及び利益の増進に資することから、公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 地域福祉活動推進事業費  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所     | 交付予定額(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |                    |
|----|----------------------|-------------------|----------------|---|---|---|--------|------|-------|---------|--------------------|
|    |                      |                   |                |   |   |   |        | 款    | 項     | 目       | 事業名                |
| 5  | ひきこもり支援体制整備の加速化推進補助金 | 桑名市<br>桑名市中央町2-37 | 18,375<br>(未定) | 市町がひきこもり支援体制の整備に新たに取り組む経費の一部を補助する。  | (目的・理由)<br>市町におけるひきこもり支援体制の充実強化の取組を加速させる。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱                                    | シビルミニマム<br>「ひきこもり支援」は、地域住民が誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくための取組であり、県民の福祉の向上及び利益の増進に資するものであり、公益性がある。 | 地域福祉課  | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 地域福祉活動推進事業費        |
| 6  | 生活困窮に直面する高齢者等支援事業補助金 | 未定<br>(県内社会福祉協議会) | 未定<br>(未定)     | 生活困窮に直面する高齢者等に対し、食料品等の提供を行うとともに、今後の支援につながるよう、相談会や交流会等を開催する取組を支援するために必要な経費を補助する。 | (目的・理由)<br>物価・エネルギー価格高騰の影響を受けた高齢者等への支援<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱                                       | シビルミニマム<br>物価高騰により困窮する高齢者等への支援団体を支えることは、高齢者等の生活基盤を維持するのみならず、県民の健康的な生活を守る上でも不可欠であり、公益性がある。             | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 生活困窮に直面する高齢者等支援事業費 |
| 7  | 障害者施設整備事業費補助金        | 未定                | 同上             | 障がい者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。   | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する障がい者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を助成することにより、障害福祉サービスの基盤の充実等を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>障がいのある方が、必要な福祉サービスを受けられる基盤を整備することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。                               | 障がい福祉課 | 同上   | 同上    | 障がい者福祉費 | 地域生活移行推進事業費        |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                            | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |               |
|----|---------------------|--------------------------------|------------------|---------------------------------|---|---|--------|------|-------|---------|---------------|
|    |                     |                                |                  |                                 |   |   |        | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 8  | 点字図書館運営事業費補助金       | 社会福祉法人伊賀市社会事業協会<br>伊賀市朝屋739-2  | 27,650<br>(R8.8) | 社会福祉法人等が設置する点字図書館の運営に係る経費を補助する。 | (目的・理由)<br>点字・録音図書の貸出や閲覧等を通じて視覚障がい者が必要な情報を入手できるよう支援する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱   | シビルミニマム<br>視覚障がい者や支援者等が必要とする情報を入手できる環境を整え、障がい者の社会参加を促進することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。                                   | 障がい福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 障がい者福祉費 | 障がい者社会活動推進事業費 |
| 9  | 三重県障がい者共同受注窓口事業費補助金 | 特定非営利活動法人共同受注窓口みえ<br>津市桜橋2-131 | 12,702<br>(R8.4) | 共同受注窓口事業の運営に係る経費を補助する。          | (目的・理由)<br>複数の就労支援事業所等が共同して受注、品質管理等を行い、就労支援事業所等の受注の機会を確保することにより、障がい者の工賃等の向上を図り、障がい者の地域における自立した生活が実現するよう支援する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>就労支援事業所等の受注機会を確保することは、障がい者の就労の場を確保するとともに、就労支援事業所等が障がい者に支払う工賃等の向上を促進し、障がい者が住み慣れた地域において自立して暮らすことに資するため、公益性がある。 | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 障がい者就労支援事業費   |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                     | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |             |
|----|-----------------------------|---------------|-------------|---|--|--|--------|------|-------|---------|-------------|
|    |                             |               |             |   |  |  |        | 款    | 項     | 目       | 事業名         |
| 10 | 障害児施設整備事業費補助金               | 未定            | 未定(未定)      | 障害児施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。                  | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する障害児施設等の施設及び設備の整備に要する経費を助成することにより、障害福祉サービスの基盤の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱            | シビルミニマム<br>障がいのある方が、必要な福祉サービスを受けられる基盤を整備することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。                  | 障がい福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 障がい者福祉費 | 地域生活移行推進事業費 |
| 11 | 障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金 | 同上            | 同上          | 障害福祉サービス等事業所における電気代・ガス代・食材費及びガソリン代に係る経費を補助する。 | (目的・理由)<br>物価高騰に伴い上昇した電気代・ガス代・食材費・ガソリン代の一部を補助することにより、厳しい運営状況となっている障害福祉サービス等事業所の継続を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス等事業所を支援し、事業の継続を図るものであり、障がいのある方の生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。 | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 障害者介護給付事業費  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期)  | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |            |
|----|------------------|---------------|--------------|--|---|---|--------|------|-------|---------|------------|
|    |                  |               |              |  |   |   |        | 款    | 項     | 目       | 事業名        |
| 12 | 地域少子化対策重点推進交付金   | 未定<br>(県内市町)  | 未定<br>(R8.4) | 市町が行う結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」に係る取組及び婚姻に伴う経済的負担の軽減に係る取組を支援することにより、地域における少子化対策の推進を図る。 | (目的・理由)<br>結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために、地域の実情・課題に応じて市町が実施する取組を支援することで、地域における少子化対策の推進を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」に係る取組及び婚姻に伴う経済的負担の軽減に係る取組を実施する市町に対し、当交付金による支援を行うことにより、地域における少子化対策の推進を図るものとして公益性がある。 | 少子化対策課 | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 少子化対策推進事業費 |
| 13 | みえ子ども・子育て応援総合補助金 | 同上            | 未定<br>(R8.5) | 市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助することにより、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。               | (目的・理由)<br>子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助することにより、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱       | シビルミニマム<br>新たな子ども・子育て支援の取組を実施する市町に対し、当補助金により補助を行うことにより、地域の子ども・子育て家庭への支援の充実を図るものとして公益性がある。                           | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 同上         |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                  | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期)  | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名     | 支出科目 |       |         |            |
|----|--------------------------|---------------|--------------|--|--|---|-----------|------|-------|---------|------------|
|    |                          |               |              |  |  |   |           | 款    | 項     | 目       | 事業名        |
| 14 | 児童館整備補助金                 | 未定<br>(県内市町)  | 未定<br>(未定)   | 市町や社会福祉法人等が実施する児童館の整備に要する経費を補助する。                                | (目的・理由)<br>市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関し、市町に対し補助を行うことで児童館の整備を推進する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱                             | シビルミニマム<br>健全な遊びを通じて、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館の整備に対し、当補助金による補助を行うことで、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上を図るものとして公益性がある。 | 少子化対策課    | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 特別保育事業費    |
| 15 | 働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり補助金 | 同上            | 未定<br>(R8.5) | 市町が実施する、子育て世帯における仕事と子育ての両立支援を目的とした長期休業中等の子どもの居場所づくり事業に対して補助する。   | (目的・理由)<br>仕事と子育ての両立を支援するため、市町が行う子どもの居場所づくり事業に対して補助することにより、子育てしやすい環境の整備及び子どもの豊かな育ちの推進を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>仕事と子育ての両立支援を目的とした子どもの居場所づくり事業を実施する市町に対し、当補助金による支援を行うことにより、子育てしやすい環境の整備及び子どもの豊かな育ちの推進を図るものとして公益性がある。        | 同上        | 同上   | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 少子化対策推進事業費 |
| 16 | 保育環境改善事業費補助金             | 同上            | 未定<br>(未定)   | 熱中症対策や感染症対策等のために必要となる改修や設備の整備・更新等を行う保育所等を支援する事業を実施する市町に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>保育所等における保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制を整備する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱                                   | シビルミニマム<br>保育環境の改善を図る市町に対して補助を行うことにより、子どもたちにとって安全・安心な保育環境の充実を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                    | 子どもの育ち支援課 | 同上   | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 保育所事業費     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名     | 支出科目 |       |         |         |
|----|----------------|---------------|-------------|---|--|---|-----------|------|-------|---------|---------|
|    |                |               |             |   |  |   |           | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 17 | 家庭支援推進保育事業費補助金 | 未定<br>(県内市町)  | 未定<br>(未定)  | 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数受け入れている私立保育所等に、保育士の加配を実施するための経費を助成する市町に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な子どもを多数受け入れる保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>日常生活において配慮が必要な子どもを多数受け入れる保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより、入所児童の処遇が向上することから、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。           | 子どもの育ち支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 保育所事業費  |
| 18 | 低年齢児保育充実事業費補助金 | 同上            | 同上          | 0・1歳児が10%以上または0～2歳児が25%以上入所している私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園であって、保育士の配置基準を超えて、保育士を年度当初から配置する保育所等に助成する市町に対して補助を行う。                          | (目的・理由)<br>入所待機となることが多い低年齢児保育の需要に対応し、子育て環境の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱                                       | シビルミニマム<br>保育士の配置基準を超えて、保育士を年度当初から配置する保育所等に対して補助することにより、入所待機となることが多い低年齢児の入所を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上        | 同上   | 同上    | 同上      | 特別保育事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名     | 支出科目 |       |         |         |
|----|---------------------|---------------|-------------|--|--|---|-----------|------|-------|---------|---------|
|    |                     |               |             |  |  |   |           | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 19 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金   | 未定<br>(県内市町)  | 未定<br>(未定)  | 地域子ども・子育て支援事業を実施する市町に対して補助を行うことにより、子ども・子育て家庭を支援し、子育て環境の充実を図る。              | (目的・理由)<br>市町子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を支援する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>地域子ども・子育て支援事業を実施する市町に対して補助を行うことにより、子ども・子育て家庭を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 子どもの育ち支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 特別保育事業費 |
| 20 | 三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金 | 同上            | 同上          | ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭の児童に係る放課後児童クラブの利用料を減免する放課後児童クラブに助成する市町に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>ひとり親家庭の児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱    | シビルミニマム<br>ひとり親家庭の児童の安全・安心な居場所を確保するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                          | 同上        | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名     | 支出科目 |        |         |               |
|----|-----------------|---------------|-------------|---|---|---|-----------|------|--------|---------|---------------|
|    |                 |               |             |   |   |   |           | 款    | 項      | 目       | 事業名           |
| 21 | 放課後子ども教室推進事業補助金 | 未定<br>(県内市町)  | 未定<br>(未定)  | 学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等の参画により、地域の実情に応じて実施される放課後子ども教室を市町が支援する事業に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>当補助金を交付することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 子どもの育ち支援課 | 民生費  | 児童福祉費  | 児童福祉総務費 | 放課後子ども教室推進事業費 |
| 22 | 私立幼稚園等振興補助金     | 未定<br>(学校法人)  | 同上          | 私立幼稚園等の教育に係る経常的経費に対して補助を行う。   | (目的・理由)<br>私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱  | 外部(不)経済<br>特色ある教育の向上を支援するものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。                        | 同上        | 教育費  | 私立幼稚園費 | 私立幼稚園費  | 私立幼稚園振興費      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目 |        |         |          |
|----|---------------------|---------------|-------------|--|--|--|-----------|------|--------|---------|----------|
|    |                     |               |             |  |  |  |           | 款    | 項      | 目       | 事業名      |
| 23 | 私立高等学校等教育改革推進特別補助金  | 未定<br>(学校法人)  | 未定<br>(未定)  | 私立幼稚園等の預かり保育に係る経費で、学校法人会計に支出として計上された経費に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>私立幼稚園等における保護者や地域のニーズへの弾力的な対応の促進と、保護者及び私立幼稚園等設置者の経済的負担の軽減を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>保護者や地域のニーズへの弾力的な対応を促進するものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。                                | 子どもの育ち支援課 | 教育費  | 私立幼稚園費 | 私立幼稚園費  | 私立幼稚園振興費 |
| 24 | 私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金 | 同上            | 同上          | 私立幼稚園等に在園する障がい児の教育に係る経費の一部を補助する。                 | (目的・理由)<br>心身障がい児を有する幼児の私立幼稚園等への就園を促進するとともに、私立幼稚園等における特別支援教育の一層の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱  | 外部(不)経済<br>心身障がい児を有する幼児を受け入れている私立幼稚園に補助することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。 | 同上        | 同上   | 同上     | 同上      | 同上       |
| 25 | 施設型給付費・地域型保育給付費補助金  | 未定<br>(県内市町)  | 同上          | 特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用を補助する。               | (目的・理由)<br>特定教育・保育施設等の設備及び運営に関する基準を維持する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱                                | シビルミニマム<br>施設型給付費等を支弁することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。               | 同上        | 民生費  | 児童福祉費  | 児童福祉総務費 | 保育所事業費   |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目 |       |         |         |
|----|---------------------|-------------------------------|-------------|---|--|--|-----------|------|-------|---------|---------|
|    |                     |                               |             |   |  |  |           | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 26 | 三重県保育士修学資金貸付等事業費補助金 | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2-131 | 未定<br>(未定)  | 指定保育士養成施設に就学する学生の修学資金や、新たに保育補助者を雇い上げる保育所等への貸付事業、潜在保育士が保育所等に就職するための就職準備金の貸付事業に対して補助する。 | (目的・理由)<br>保育士の資格取得をめざす学生の修学を支援することにより、質の高い保育士の養成・確保を図る。また、保育士の負担軽減を図るため、保育補助者を雇い上げる保育所等を支援することにより、保育人材の確保を図る。さらに、潜在保育士の保育所への再就職を支援することにより、保育士不足の解消を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>保育士を確保することにより、待機児童の解消を図り、質の高い保育を行う体制を整えるものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 子どもの育ち支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 保育所事業費  |
| 27 | 三重県病児保育施設整備費補助金     | 未定<br>(県内市町)                  | 同上          | 市町や社会福祉法人等が設置する病児保育施設の整備に対して補助を行う。  | (目的・理由)<br>病児保育施設の施設整備事業を市町が実施するために必要な経費について補助金を交付する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱   | シビルミニマム<br>病児保育施設の設置を促進し、病児・病後児が安心して保育を受けられる体制を整えるものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。  | 同上        | 同上   | 同上    | 同上      | 特別保育事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目 |       |         |        |
|----|------------------|---------------|-------------|--|--|--|-----------|------|-------|---------|--------|
|    |                  |               |             |  |  |  |           | 款    | 項     | 目       | 事業名    |
| 28 | 医療的ケア児保育支援事業費補助金 | 未定<br>(県内市町)  | 未定<br>(未定)  | 医療的ケア児が保育所、認定こども園等の利用を希望する場合に、受け入れが可能となるよう、看護師の配置等により、保育所等の体制を整備する市町に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受け入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の促進を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>保育所等で医療的ケア児の受け入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備することで、医療的ケア児の地域生活支援が促進することから、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。     | 子どもの育ち支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 保育所事業費 |
| 29 | 保育体制強化事業費補助金     | 同上            | 同上          | 保育に係る周辺業務に従事する保育支援者を配置し、保育士の負担軽減を図る私立保育所等を支援する事業を実施する市町に対して補助を行う。              | (目的・理由)<br>保育体制強化事業の実施を支援することで、保育士の負担軽減や職場環境改善を図り、保育士確保、待機児童解消につなげる。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱            | シビルミニマム<br>保育士の負担軽減、職場環境改善を図る市町に対して補助を行うことにより、子どもたちにとって安全・安心な保育環境の充実を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上        | 同上   | 同上    | 同上      | 同上     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                       | 交付予定額(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目 |       |         |               |
|----|--------------------|-------------------------------------|----------------|---|--|--|-----------|------|-------|---------|---------------|
|    |                    |                                     |                |   |  |  |           | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 30 | 保育補助者雇上強化事業費補助金    | 未定<br>(県内市町)                        | 未定<br>(未定)     | 保育所等に勤務する保育補助者を雇い上げるにより、保育士の負担軽減を図る私立保育所等を支援する事業を実施する市町に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>保育補助者雇上強化事業の実施を支援することで、保育士の負担軽減や離職防止を図り、保育人材の確保を行う。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱              | シビルミニマム<br>保育士の負担軽減、離職防止を図る市町に対して補助を行うことにより、子どもたちにとって安全・安心な保育環境の充実を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 子どもの育ち支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 保育所事業費        |
| 31 | 児童養護施設等整備費補助金      | 未定                                  | 同上             | 児童養護施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。                                     | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する児童養護施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>社会的養護が必要な児童を入所させる児童養護施設等の児童福祉施設を整備し、施設入所児童等の処遇の向上及び社会的自立の促進を図るものであり、公益性がある。                   | 児童相談支援課   | 同上   | 同上    | 児童福祉施設費 | 児童虐待防止総合対策事業費 |
| 32 | 児童家庭支援センター運営事業費補助金 | 社会福祉法人アパティア福祉会<br>桑名市長島町大字西外面1070番地 | 35,708<br>(未定) | 児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助する。   | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱     | シビルミニマム<br>児童家庭支援センターの運営を支援することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図るものであり、公益性がある。  | 同上        | 同上   | 同上    | 同上      | 同上            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額(予定時期)    | 事業内容                      | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |               |
|----|--------------------|--------------------------------|----------------|---------------------------|--|---|---------|------|-------|---------|---------------|
|    |                    |                                |                |                           |  |   |         | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 33 | 児童家庭支援センター運営事業費補助金 | 社会福祉法人里山学院<br>津市河芸町影重1162      | 17,846<br>(未定) | 児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム児童家庭支援センターの運営を支援することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図るものであり、公益性がある。 | 児童相談支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉施設費 | 児童虐待防止総合対策事業費 |
| 34 | 同上                 | 社会福祉法人津市社会福祉事業団<br>津市垂水1300-30 | 同上             | 同上                        | 同上   | 同上  | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上            |
| 35 | 同上                 | 社会福祉法人天理奈良県天理市別所町715-3         | 16,906<br>(未定) | 同上                        | 同上   | 同上  | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上            |
| 36 | 同上                 | 社会福祉法人名張厚生協会<br>名張市朝日町1357-1   | 18,581<br>(未定) | 同上                        | 同上   | 同上  | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上            |
| 37 | 同上                 | 社会福祉法人聖マツテヤ会<br>津市産品字中之谷732-1  | 17,846<br>(未定) | 同上                        | 同上   | 同上  | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名      | 支出科目 |       |         |               |
|----|---------------------|---------------------------|----------------|---|--|---|------------|------|-------|---------|---------------|
|    |                     |                           |                |   |  |   |            | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 38 | 児童家庭支援センター運営事業費補助金  | 社会福祉法人みどり自由学園<br>津市乙部33-5 | 15,992<br>(未定) | 児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助する。   | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>児童家庭支援センターの運営を支援することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図るものであり、公益性がある。                   | 児童相談支援課    | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉施設費 | 児童虐待防止総合対策事業費 |
| 39 | 三重県学習支援ボランティア事業費補助金 | 未定<br>(県内市町)              | 未定<br>(未定)     | ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等の子どもに対して、学習支援、悩みや進学の相談への対応、授業料や模試料の補助等を実施する市町に対し、事業の実施に要する経費の補助を行う。 | ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等への学習支援ボランティア事業を実施することにより、子どもの生活の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱            | シビルミニマム<br>ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等への学習支援ボランティア事業を実施することにより、子どもの生活の向上を図るものであり、公益性がある。 | 家庭福祉・施設整備課 | 同上   | 同上    | 母子福祉費   | ひとり親家庭等対策費    |
| 40 | 福祉休養ホーム瀬流荘整備事業費補助金  | 熊野市<br>熊野市井戸町796          | 14,342<br>(未定) | 熊野市に譲渡した瀬流荘の大規模改修工事等に要する経費を補助する。  | (目的・理由)<br>管理運営を一元化し、効率的・効果的な経営につなげるとともに、施設改修することで、集客機能を強化する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱           | 公共財<br>市へ譲渡した施設について、市が集客機能強化のために実施する改修工事に要する経費に対し一定額を補助することは、公益性がある。                | 同上         | 同上   | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 社会福祉関係総務費     |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                        | 交付予定額(予定時期)         | 事業内容                           | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |         |
|----|-------------------|--------------------------------------|---------------------|--------------------------------|---|---|-------|------|-------|-------|---------|
|    |                   |                                      |                     |                                |   |   |       | 款    | 項     | 目     | 事業名     |
| 1  | 私立高等学校等振興補助金      | 学校法人 暁学園<br>四日市市萱生町<br>238 他14法人     | 4,921,161<br>(R8.6) | 私立高等学校等における教育に係る経常的経費に助成する。    | (目的・理由)<br>私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。<br>(根拠)<br>私立学校振興助成法<br>環境生活部関係補助金等<br>交付要綱 | 外部(不)経済<br>公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。           | 私学課   | 教育費  | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校振興費 |
| 2  | 私学振興会退職基金事業補助金    | 公益社団法人三重県私学振興会<br>津市上浜町1丁目<br>293-4  | 141,190<br>(R9.3)   | 私立学校教職員への安定した退職金の支給に係る支援を行う。   | (目的・理由)<br>私立学校教職員の退職金事業への助成を行うことにより、その処遇の安定化を図る。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等<br>交付要綱                      | 外部(不)経済<br>公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校の教職員の処遇安定化への支援は重要である。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上      |
| 3  | 日本私立学校振興・共済事業団補助金 | 日本私立学校振興・共済事業団<br>東京都文京区湯島<br>1丁目7-5 | 99,660<br>(R9.3)    | 私立学校教職員の長期共済事業の安定した運営に係る支援を行う。 | (目的・理由)<br>私立学校教職員の長期共済事業への助成を行うことにより、その処遇の安定化を図る。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等<br>交付要綱                     | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上      |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容                                       | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |          |          |
|----|------------------|-----------------------------------|-------------------|--|--|--|-------|------|-------|----------|----------|
|    |                  |                                   |                   |  |  |  |       | 款    | 項     | 目        | 事業名      |
| 4  | 私立特別支援学校振興補助金    | 学校法人 特別支援学校聖母の家学園<br>四日市市波木町330-5 | 301,417<br>(R8.6) | 私立特別支援学校における教育に係る経常的経費に助成する。               | (目的・理由)<br>私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。<br>(根拠)<br>私立学校振興助成法<br>環境生活部関係補助金等交付要綱                        | 外部(不)経済<br>公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。  | 私学課   | 教育費  | 私学振興費 | 私学振興費    | 私立学校振興費  |
| 5  | 私立専修学校振興補助金      | 学校法人 みえ大橋学園<br>四日市市浜田町13-29 他13法人 | 73,168<br>(R8.6)  | 私立専修学校における教育に係る経常的経費に助成する。                 | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上       | 同上       |
| 6  | 斎宮跡普及・啓発活動等支援補助金 | 明和町<br>多気郡明和町馬之上945               | 19,357<br>(R8.4)  | 斎宮跡体験学習施設の効果的・効率的な普及・啓発事業等を展開するための経費を補助する。 | (目的・理由)<br>斎宮歴史博物館と一体となり斎宮跡の活用事業、情報発信において重要な役割を担っている斎宮跡体験学習施設で実施する斎宮跡の効果的・効率的な普及・啓発事業等の展開を図る。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>斎宮跡と斎宮歴史博物館、斎宮跡体験学習施設が有機的に結びつき、生涯学習の拠点として活用されることは、県民文化の向上につながるものであり、その一翼を担う公共施設(斎宮跡体験学習施設)への経費補助は公益性の高いものである。 | 文化振興課 | 総務費  | 生活文化費 | 斎宮歴史博物館費 | 斎宮歴史博物館費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所      | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |                   |
|----|------------|--------------------|------------------|--|---|--|-------|------|-------|---------|-------------------|
|    |            |                    |                  |  |   |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名               |
| 7  | 隣保館整備費補助金  | 津市<br>津市西丸之内23-1   | 30,000<br>(R9.3) | 市町が設置している隣保館における、増改築及び大規模修繕等に対して補助を行う。                 | (目的・理由)<br>市町が実施する隣保館整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上を図る。<br>(根拠)<br>地方改善施設整備費補助金交付要綱<br>環境生活部関係補助金等交付要綱  | 外部(不)経済<br>地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権課   | 総務費  | 生活文化費 | 人権施策推進費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 8  | 同上         | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1 | 18,801<br>(R9.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |
| 9  | 隣保館運営費等補助金 | 桑名市<br>桑名市中央町2丁目37 | 13,847<br>(R9.3) | 市町が設置している隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>市町が実施する隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業等に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上及び人権課題の解決を図る。<br>(根拠)<br>地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所        | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由                                     | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |                   |
|----|------------|----------------------|------------------|--|---|--|-------|------|-------|---------|-------------------|
|    |            |                      |                  |  |   |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名               |
| 10 | 隣保館運営費等補助金 | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5   | 14,739<br>(R9.3) | 市町が設置している隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>市町が実施する隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業等に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上及び人権課題の解決を図る。<br>(根拠)<br>地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権課   | 総務費  | 生活文化費 | 人権施策推進費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 11 | 同上         | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目18-18 | 20,123<br>(R9.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |
| 12 | 同上         | 津市<br>津市西丸之内23-1     | 72,193<br>(R9.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |
| 13 | 同上         | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1   | 22,041<br>(R9.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |
| 14 | 同上         | 伊勢市<br>伊勢市岩渕1丁目7-29  | 14,688<br>(R9.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称               | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |                   |
|----|-----------------------|------------------------|------------------|--|---|--|---------|------|-------|---------|-------------------|
|    |                       |                        |                  |  |   |  |         | 款    | 項     | 目       | 事業名               |
| 15 | 隣保館運営費等補助金            | 伊賀市<br>伊賀市四十九町<br>3184 | 52,516<br>(R9.3) | 市町が設置している隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業に対して補助を行う。                             | (目的・理由)<br>市町が実施する隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業等に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上及び人権課題の解決を図る。<br>(根拠)<br>地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。   | 人権課     | 総務費  | 生活文化費 | 人権施策推進費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 16 | 同上                    | 名張市<br>名張市鴻之台1-1       | 14,821<br>(R9.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |
| 17 | 三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金 | 未定<br>(県内事業者)          | 25,000<br>(未定)   | 県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る研究開発及び産業廃棄物を使った商品開発活動に要する経費について支援する。 | (目的・理由)<br>県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る研究開発並びに産業廃棄物を使った商品開発活動を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱                    | 外部(不)経済<br>県内の産業廃棄物排出事業者による積極的な発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る取組は、持続可能な循環型社会の形成に寄与することに繋がるため、県による積極的な支援が必要である。 | 資源循環推進課 | 衛生費  | 環境保全費 | 廃棄物対策費  | 資源循環システム構築事業費     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称               | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |       |        |               |
|----|-----------------------|------------------------|-----------------|---|---|---|---------|------|-------|--------|---------------|
|    |                       |                        |                 |   |   |   |         | 款    | 項     | 目      | 事業名           |
| 18 | 三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金 | 未定<br>(県内事業者)          | 225,000<br>(未定) | 県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る設備機器の設置に要する経費を支援する。 | (目的・理由)<br>県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る設備機器の設置を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>県内の産業廃棄物排出事業者による積極的な発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る取組は、持続可能な循環型社会の形成に寄与することに繋がるため、県による積極的な支援が必要である。  | 資源循環推進課 | 衛生費  | 環境保全費 | 廃棄物対策費 | 資源循環システム構築事業費 |
| 19 | 産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金 | 伊賀市<br>伊賀市四十九町<br>3184 | 10,000<br>(未定)  | 管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。  | (目的・理由)<br>最終処分場に対する住民の理解と協力を得られやすくするために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱      | 外部(不)経済<br>管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージに、マイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。 | 同上      | 同上   | 同上    | 同上     | 同上            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                 | 補助事業者等の氏名及び住所           | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目 |       |       |            |
|----|-------------------------|-------------------------|-------------------|---|--|---|----------|------|-------|-------|------------|
|    |                         |                         |                   |   |  |   |          | 款    | 項     | 目     | 事業名        |
| 20 | 海岸漂着物等対策事業補助金           | 四日市港管理組合<br>四日市市霞2丁目1-1 | 25,867<br>(R9.3)  | 市町等が自ら実施する海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策にかかる経費に対して補助を行う。    | (目的・理由)<br>市町等が行う海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策の取組を支援することにより、美しい海岸の景観や自然環境の保全に寄与する。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱<br>地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱 | 外部(不)経済<br>市町等が行う海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策の取組を支援することは、美しい海岸の景観や自然環境の保全に寄与する。          | 資源循環推進課  | 衛生費  | 環境保全費 | 環境指導費 | 水環境保全対策費   |
| 21 | 同上                      | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目1-1      | 14,882<br>(R9.3)  | 同上  | 同上   | 同上  | 同上       | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 22 | 三重県太陽光発電設備等設置費(個人向け)補助金 | 未定<br>(県内市町)            | 207,412<br>(R8.6) | 県民が自ら所有し居住する住宅の屋根等に太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費に対し補助を行う。 | (目的・理由)<br>再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱  | 外部(不)経済<br>再生可能エネルギー導入促進の取組は、持続可能な脱炭素社会の形成に寄与することに繋がるため、国交付金を財源とした県による支援が必要である。 | 地球温暖化対策課 | 同上   | 同上    | 同上    | 脱炭素社会推進事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                      | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目 |       |       |            |
|----|------------------------------|----------------------------------|-------------------|--|---|---|----------|------|-------|-------|------------|
|    |                              |                                  |                   |  |   |   |          | 款    | 項     | 目     | 事業名        |
| 23 | 三重県太陽光発電設備等設置費(事業者向け)補助金     | 未定<br>(県内事業者)                    | 129,987<br>(R8.8) | 県内の自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所の屋根等に太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費に対し補助を行う。   | (目的・理由)<br>再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱                               | 外部(不)経済<br>再生可能エネルギー導入促進の取組は、持続可能な脱炭素社会の形成に寄与することに繋がるため、国交付金を財源とした県による支援が必要である。 | 地球温暖化対策課 | 衛生費  | 環境保全費 | 環境指導費 | 脱炭素社会推進事業費 |
| 24 | 三重県県有施設太陽光発電設備等設置費(PPA方式)補助金 | 大和リース株式会社 三重支店<br>四日市市鶴の森1丁目4-28 | 23,350<br>(R9.2)  | 県有施設の屋根等にPPA方式による太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費に対し補助を行う。  | (目的・理由)<br>再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱                               | 外部(不)経済<br>再生可能エネルギー導入促進の取組は、持続可能な脱炭素社会の形成に寄与することに繋がるため、国交付金を財源とした県による支援が必要である。 | 同上       | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 25 | 同上                           | 未定<br>(PPA事業者)                   | 51,400<br>(R8.7)  | 同上   | 同上  | 同上  | 同上       | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 26 | 浄化槽設置促進事業補助金                 | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5               | 13,402<br>(R9.3)  | 市町が、下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について設置者に補助を行う場合、及び公営事業として高度処理浄化槽を設置し維持管理を行う場合に、市町の交付額に対し県補助(1/4~1/2・上限あり)を行う。 | (目的・理由)<br>市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。          | 大気・水環境課  | 同上   | 同上    | 同上    | 生活排水対策費    |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称      | 補助事業者等の氏名及び住所      | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |       |       |         |
|----|--------------|--------------------|------------------|--|---|--|---------|------|-------|-------|---------|
|    |              |                    |                  |  |   |  |         | 款    | 項     | 目     | 事業名     |
| 27 | 浄化槽設置促進事業補助金 | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1 | 17,437<br>(R9.3) | 市町が、下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について設置者に補助を行う場合、及び公営事業として高度処理浄化槽を設置し維持管理を行う場合に、市町の交付額に対し県補助(1/4~1/2・上限あり)を行う。 | (目的・理由)<br>市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。 | 大気・水環境課 | 衛生費  | 環境保全費 | 環境指導費 | 生活排水対策費 |
| 28 | 同上           | 伊賀市<br>伊賀市四十九町3184 | 15,812<br>(R9.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上      | 同上   | 同上    | 同上    | 同上      |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称               | 補助事業者等の氏名及び住所               | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目   |     |        |                     |
|----|-----------------------|-----------------------------|-------------------|--|--|--|-------|--------|-----|--------|---------------------|
|    |                       |                             |                   |  |  |  |       | 款      | 項   | 目      | 事業名                 |
| 1  | 園芸特産物生産振興対策事業費補助金     | 未定<br>(市町、農業協同組合、営農集団等)     | 95,351<br>(R8.3)  | 園芸特産物産地における低コスト、高品質生産の推進等のための施設整備に要する経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>園芸特産物産地において、低コスト、高品質生産の推進等のための施設整備を支援し、産地の体質強化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                           | 外部(不)経済<br>農業用施設、機械等の導入を推進することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。                 | 農産園芸課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農作物対策費 | 農産物の生産振興事業費         |
| 2  | 同上                    | 同上                          | 439,984<br>(R8.3) | 同上   | 同上   | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上     | 同上                  |
| 3  | 同上                    | 同上                          | 363,204<br>(R8.3) | 同上   | 同上   | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上     | 同上                  |
| 4  | 同上                    | 同上                          | 189,151<br>(R8.3) | 同上   | 同上   | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上     | 同上                  |
| 5  | 施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業費補助金 | 三重県燃油価格高騰緊急対策協議会<br>津市広明町13 | 16,360<br>(R8.11) | 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施及び運営に必要な経費の一部を補助する。            | (目的・理由)<br>施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業の円滑な実施を図ることで、施設園芸農家等の省エネ化の取組を一層進め、燃料価格の影響を受けにくい経営体質への転換を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>施設園芸農家等において、燃料価格の影響を受けにくい経営体質への転換が図られることで、地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。 | 同上    | 同上     | 同上  | 同上     | 施設園芸・茶燃料価格高騰対策支援事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称               | 補助事業者等の氏名及び住所                           | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目   |      |        |                     |
|----|-----------------------|---|-------------------|---|--|---|-------|--------|------|--------|---------------------|
|    |                       |   |                   |   |  |   |       | 款      | 項    | 目      | 事業名                 |
| 6  | 施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業費補助金 | 三重県茶業会議所<br>津市栄町1-960                   | 15,789<br>(R8.3)  | 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施及び運営に必要な経費の一部を補助する。       | (目的・理由)<br>施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業の円滑な実施を図ることで、茶農家等の省エネ化の取組を一層進め、燃料価格の影響を受けにくい経営体質への転換を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                      | 外部(不)経済<br>茶農家等において、燃料価格の影響を受けにくい経営体質への転換が図られることで、地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。 | 農産園芸課 | 農林水産業費 | 農業費  | 農作物対策費 | 施設園芸・茶燃料価格高騰対策支援事業費 |
| 7  | 飼料価格高騰緊急対策事業費補助金      | 未定<br>(一般社団法人三重県畜産協会、配合飼料価格安定制度事務取扱団体等) | 191,774<br>(R9.2) | 県内に農場を有する畜産農家に対し、配合飼料・粗飼料の購入にかかる経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>配合飼料・粗飼料の価格高騰が長期化し、国補てん制度の対象とならない畜産農家負担額が大幅に増加しており、畜産経営の存続が危ぶまれる状況にあることから、緊急的に支援を行い、経営の安定化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>配合飼料・粗飼料の価格高騰による畜産農家の負担を軽減することは、畜産業の振興、畜産物の安定供給に資することから、公益性を有する。     | 畜産課   | 同上     | 畜産業費 | 畜産振興費  | 飼料価格高騰緊急対策事業費       |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所               | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                                      | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |      |         |                |
|----|-------------------|-----------------------------|------------------|---|---|--|----------|--------|------|---------|----------------|
|    |                   |                             |                  |   |   |  |          | 款      | 項    | 目       | 事業名            |
| 8  | 肉用牛生産基盤強化支援事業費補助金 | 未定<br>(畜産関係団体等)             | 13,600<br>(R9.2) | 県内の和牛繁殖基盤の強化に向けて、和牛繁殖雌牛の増頭に要する経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>飼料費等の生産コストの上昇や和牛消費の低迷のほか、和牛子牛の価格高騰で肉用牛経営が厳しい経営環境にあるなか、今後も全国的な繁殖農家の減少により肥育素牛の安定確保が難しくなることが予想されることから、肥育素牛の県内供給体制の強化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>和牛子牛の価格高騰による負担を軽減すること及び肥育素牛の県内供給体制を強化することは、畜産業の振興、畜産物の安定供給に資することから、公益性を有する。 | 畜産課      | 農林水産業費 | 畜産業費 | 畜産振興費   | 肉用牛生産基盤強化支援事業費 |
| 9  | 原木安定供給促進事業費補助金    | 中勢森林組合<br>津市白山町<br>南家城915-1 | 69,326<br>(R8.3) | 搬出間伐や路網整備に要する経費の一部を補助する。                  | (目的・理由)<br>地域材の競争力強化に向けて、合板・製材工場等へ原木を安定的に供給するために間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入等を推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 公共財<br>地域材の有効活用を促進させ、森林の持つ公益的機能の発揮を図るものであることから、公益性を有する。                                | 森林・林業経営課 | 同上     | 林業費  | 林業振興指導費 | 原木安定供給促進事業費    |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所               | 交付予定額(予定時期)                 | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名        | 支出科目       |          |                                  |                           |
|----|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|---|--|---|--------------|------------|----------|----------------------------------|---------------------------|
|    |                      |                             |                             |   |  |   |              | 款          | 項        | 目                                | 事業名                       |
| 10 | 原木安定供給促進事業費補助金       | 株式会社川口屋<br>松阪市飯高町<br>乙栗子124 | 12,000<br>(R8.3)            | 高性能林業機械の導入等に要する経費の一部を補助する。                      | (目的・理由)<br>地域材の競争力強化に向けて、合板・製材工場等へ原木を安定的に供給するために間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入等を推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱        | 外部(不)経済<br>地域材の有効活用を促進させ、森林の持つ公益的機能の発揮を図るものであることから、公益性を有する。               | 森林・林業<br>経営課 | 農林水<br>産業費 | 林業費      | 林業<br>振興<br>指導<br>費              | 原木安定供給<br>促進事業費           |
| 11 | 林業・木材産業振興事業費補助金      | 株式会社松岡種苗園<br>伊賀市山出939       | 17,998<br>(R8.3)            | コンテナ苗生産施設整備に要する経費の一部を補助する。                      | (目的・理由)<br>優良種苗を確保するため、苗木生産者によるコンテナ苗生産施設整備が必要である。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                                 | 公共財<br>優良種苗を確保することは、主伐、再造林の推進に必要不可欠であることから、公益性を有する。                       | 同上           | 同上         | 同上       | 同上                               | 林業・木材産<br>業振興事業費          |
| 12 | 配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費助成金 | 未定<br>(県内魚類養殖業者)            | 331,111<br>(R8.9)<br>(R9.3) | 漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している魚類養殖業者に対し、負担経費の一部を助成する。 | (目的・理由)<br>配合飼料価格が高騰し、魚類養殖業者の経営が逼迫している中、今後も価格の高止まりが予想されることから、緊急的に支援を行い、経営の安定化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>配合飼料の価格高騰による魚類養殖業者の負担を軽減することは、水産業の振興、水産物の安定供給に資することから、公益性を有する。 | 水産振興課        | 同上         | 水産業<br>費 | 水産<br>業<br>経<br>営<br>対<br>策<br>費 | 配合飼料価格<br>高騰対策緊急<br>支援事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目   |     |            |                     |
|----|--------------------|------------------------------|------------------|--|---|---|-------------|--------|-----|------------|---------------------|
|    |                    |                              |                  |  |   |   |             | 款      | 項   | 目          | 事業名                 |
| 13 | 地域資源活用価値創出整備事業費補助金 | 農事組合法人百姓工房伊賀の大地伊賀市島ヶ原15085-1 | 40,000<br>(R8.6) | 農林水産物加工設備等の整備を支援する。                                      | (目的・理由)<br>農林漁業者等が行う新商品の加工、流通、販売に必要な施設の整備等を支援し、地域資源活用価値創出を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱  | 外部(不)経済<br>地域資源活用価値創出への取組は、農業者などを含む地域住民の就業の場の確保や所得の向上など農山漁村の活性化に資するものであることから、公益性を有する。 | フードイノベーション課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農林水産振興費    | みえフードイノベーション総合推進事業費 |
| 14 | 集落営農連携促進等事業費補助金    | 未定<br>(県内市町のうち事業を実施する市町)     | 25,000<br>(R8.6) | 集落営農の連携・合併による収益力強化等をめざすビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援する。 | (目的・理由)<br>集落営農の取組を総合的に支援し、活性化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                             | 外部(不)経済<br>地域の農業を支える集落営農の活性化に向けた取組を支援することにより、地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。            | 担い手支援課      | 同上     | 同上  | 農林漁業経営体育成費 | 地域農政推進対策事業費         |
| 15 | 経営体育成支援事業費補助金      | 同上                           | 54,000<br>(R8.4) | 地域の中心経営体等が経営規模の拡大や経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械の導入等を支援する。     | (目的・理由)<br>地域の中心経営体等に対し、農業用機械の導入等を支援することにより、地域農業の担い手の確保・育成を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>高性能な農業用機械の導入等を推進することによって、農業の振興、食料の安定供給につながるから、公益性を有する。                     | 同上          | 同上     | 同上  | 同上         | 同上                  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                        | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目   |     |                |                 |
|----|--------------------------------|--------------------------|------------------|---|---|---|--------|--------|-----|----------------|-----------------|
|    |                                |                          |                  |   |   |   |        | 款      | 項   | 目              | 事業名             |
| 16 | 担い手確保・経営強化支援事業費補助金             | 未定<br>(県内市町のうち事業を実施する市町) | 50,000<br>(R8.4) | 先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手等が経営規模の拡大等経営発展に取り組む際に必要となる機械、施設の導入等を支援する。     | (目的・理由)<br>先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手等に対し、農業用機械や施設導入等を支援することにより、持続可能な農業構造の実現を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>高性能な農業用機械の導入等を推進することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。       | 担い手支援課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農林漁業経営<br>体育成費 | 地域農政推進<br>対策事業費 |
| 17 | 地域農業構造転換支援事業費補助金               | 同上                       | 50,000<br>(R8.4) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上     | 同上     | 同上  | 同上             | 同上              |
| 18 | スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金 | 未定<br>(事業を実施する事業者)       | 46,000<br>(R8.6) | 農業支援サービス事業体のサービス事業の新規立ち上げ、事業拡大に必要な取組に対して支援する。                       | (目的・理由)<br>農業支援サービス事業体の育成や活動を促進することで、農業の持続的な発展を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                           | 外部(不)経済<br>農業支援サービス事業体の育成や活動を促進することにより、農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。        | 同上     | 同上     | 同上  | 同上             | 同上              |
| 19 | 農用地利用集積特別対策事業費補助金(農地集約化促進事業)   | 未定<br>(県内市町のうち事業を実施する市町) | 37,500<br>(R9.2) | 農地中間管理機構にまとめて農地の貸し付けを行った地域や農地の集約化を行った地域等に対して、市町が交付する協力金に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化を進め、生産コストの低減を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                        | 外部(不)経済<br>担い手への農地の集積・集約化を進めることによって、農地の有効利用が図られ、地域農業の発展につながることから、公益性を有する。 | 同上     | 同上     | 同上  | 同上             | 同上              |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所               | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目   |     |       |                         |
|----|------------------|-----------------------------|------------------|---|---|--|--------|--------|-----|-------|-------------------------|
|    |                  |                             |                  |   |   |  |        | 款      | 項   | 目     | 事業名                     |
| 20 | 農業委員会ネットワーク機構負担金 | 一般社団法人三重県農業会議<br>津市栄町1丁目891 | 18,093<br>(R8.4) | 三重県農業委員会ネットワーク機構として業務を行う農業会議の適正な組織運営、農地法に基づく業務遂行に要する経費を補助する。              | (目的・理由)<br>農地法等で定められた業務を適切に実施することで、優良農地の確保など、県全体の農業振興を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱  | 外部(不)経済法令に基づき設置されている農業委員会ネットワーク機構が適正に運営されることは、県全体における優良農地の確保や農業の振興、食料の安定供給に資することから、公益性を有する。                                    | 担い手支援課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農地調整費 | 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構助成費 |
| 21 | 機構集積支援事業費補助金     | 同上                          | 19,696<br>(R8.4) | 三重県農業委員会ネットワーク機構として業務を行う農業会議が市町農業委員会への指導・助言等に要する経費を補助する。                  | (目的・理由)<br>市町農業委員会への指導・助言等を通じて、優良農地の確保など、県全体の農業振興を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱  | 外部(不)経済法令に基づき設置されている農業委員会ネットワーク機構が業務を適正に行うことは、県全体における優良農地の確保や農業の振興、食料の安定供給に資することから、公益性を有する。                                    | 同上     | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                      |
| 22 | 農業委員会交付金         | 未定<br>(県内市町のうち事業を実施する市町)    | 83,564<br>(R8.4) | 農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当や事務局の職員設置費、農地法等の利用関係の調査や農地台帳の整備にかかる資料整備費等に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>農業委員会法等に定められた農業委員会の業務を円滑に実施するとともに、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消や新規参入の促進等の取組を推進することにより、地域農業の振興を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済法令に基づき設置されている農業委員会は、担い手の農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等を行う必要がある。この組織を適正に運営することにより、農地等の利用集積などが図られ、農業の振興につながることから、公益性を有する。 | 同上     | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                     | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目   |     |            |                         |
|----|-----------------------------|--------------------------|------------------|--|---|--|--------|--------|-----|------------|-------------------------|
|    |                             |                          |                  |  |   |  |        | 款      | 項   | 目          | 事業名                     |
| 23 | 農地利用最適化推進事業費補助金             | 未定<br>(県内市町のうち事業を実施する市町) | 48,138<br>(R8.4) | 農業委員、農地利用最適化推進委員の設置に要する経費、農業委員会による最適化活動推進のために農業委員会事務局が行う活動に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>農業委員会法等に定められた農業委員会の業務を円滑に実施するとともに、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消や新規参入の促進等の取組を推進することにより、地域農業の振興を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済法令に基づき設置されている農業委員会は、担い手の農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等を行う必要がある。この組織を適正に運営することにより、農地等の利用集積などが図られ、農業の振興につながることから、公益性を有する。 | 担い手支援課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農地調整費      | 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構助成費 |
| 24 | 機構集積支援事業費補助金                | 同上                       | 22,296<br>(R8.4) | 市町農業委員会が行う農地法等に基づく事務の適正実施や農業委員等の資質向上に要する経費を補助する。                       | 同上  | 同上   | 同上     | 同上     | 同上  | 同上         | 同上                      |
| 25 | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業) | 同上                       | 52,125<br>(R8.4) | 認定新規就農者に対して市町が交付する経営発展支援事業の交付に要する経費を補助する。                              | (目的・理由)<br>経営が安定しにくい新規就農者に対して、経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援することで、青年層の新規就農者の定着・確保を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                       | 外部(不)経済青年の新規就農や定着を進めることによって、地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。  | 同上     | 同上     | 農業費 | 農林漁業担い手対策費 | 新規就農者総合支援事業費            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                             | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目   |     |            |              |
|----|-------------------------------------|--------------------------|------------------|--|---|---|--------|--------|-----|------------|--------------|
|    |                                     |                          |                  |  |   |   |        | 款      | 項   | 目          | 事業名          |
| 26 | 新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金(初期投資促進事業)      | 未定<br>(県内市町のうち事業を実施する市町) | 52,125<br>(R8.4) | 認定新規就農者に対して市町が交付する初期投資促進事業の交付に要する経費を補助する。            | (目的・理由)<br>経営が安定しにくい新規就農者に対して、経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援することで、青年層の新規就農者の定着・確保を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>青年の新規就農や定着を進めることによって、地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。 | 担い手支援課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農林漁業担い手対策費 | 新規就農者総合支援事業費 |
| 27 | 新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金(世代交代円滑化対策事業)   | 同上                       | 34,500<br>(R8.4) | 認定新規就農者または認定農業者に対して市町が交付する世代交代円滑化対策事業の交付に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援することで、青年層の新規就農者の定着・確保を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱           | 同上  | 同上     | 同上     | 同上  | 同上         | 同上           |
| 28 | 新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金(就農準備・経営開始支援事業) | 同上                       | 74,100<br>(R8.4) | 認定新規就農者に対して市町が交付する経営開始資金等の交付に要する経費を補助する。             | (目的・理由)<br>経営が安定しにくい新規就農者に対して、経営開始資金等を交付することで、青年層の新規就農者の定着・確保を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱              | 同上  | 同上     | 同上     | 同上  | 同上         | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                          | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額(予定時期)                | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目   |     |            |                     |
|----|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------|---|---|--|-----------|--------|-----|------------|---------------------|
|    |                                  |                                    |                            |   |   |  |           | 款      | 項   | 目          | 事業名                 |
| 29 | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(就農準備資金・経営開始資金) | 未定<br>(県内市町のうち事業を実施する市町)           | 75,000<br>(R8.4)           | 認定新規就農者に対して市町が交付する経営開始資金等の交付に要する経費を補助する。                          | (目的・理由)<br>経営が安定しにくい新規就農者に対して、経営開始資金等を交付することで、青年層の新規就農者の定着・確保を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                      | 外部(不)経済<br>青年の新規就農や定着を進めることによって、地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。                        | 担い手支援課    | 農林水産業費 | 農業費 | 農林漁業担い手対策費 | 新規就農者総合支援事業費        |
| 30 | 農地中間管理機構事業費補助金                   | 公益財団法人三重県農林水産支援センター<br>松阪市嬉野川北町530 | 148,948<br>(R8.4)          | 農地中間管理事業の実施及び運営に必要な経費を補助する。                                       | (目的・理由)<br>農地中間管理事業の円滑な実施を図ることで、担い手への農地集積・集約化を加速化させる。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                                  | 外部(不)経済<br>担い手への農地の集積・集約化を進めることによって、農地の有効利用が図られ、地域農業の発展につながることから、公益性を有する。            | 同上        | 同上     | 同上  | 農林漁業経営体育成費 | 農林水産業版プラットフォーム整備事業費 |
| 31 | 農業経営近代化資金利子補給金                   | 未定<br>(県内融資機関のうち事業を実施する融資機関)       | 95,264<br>(R8.8)<br>(R9.2) | 農業者の経営改善に向けた取組への支援を目的とし、施設設備・運転資金等に必要な資金の円滑な融通を図るため、融資機関に利子補給を行う。 | (目的・理由)<br>農業者等に対する施設資金等の融資を円滑にするため、利子補給を行うことにより、農業者等の資本整備の高度化を図り、農業経営の近代化を促進する。<br>(根拠)<br>三重県農業経営近代化資金利子補給金交付規則 | 市場の不完全性<br>農業用施設・機械等の整備導入には多額の資金が必要であり、低利の資金融通を行うことで、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 農産物安全・流通課 | 同上     | 同上  | 農水金融対策費    | 農業経営近代化資金融通事業費      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額(予定時期)            | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目   |     |            |             |
|----|--------------------|------------------------|------------------------|--|--|--|-----------|--------|-----|------------|-------------|
|    |                    |                        |                        |  |  |  |           | 款      | 項   | 目          | 事業名         |
| 32 | 農業共同利用施設災害復旧事業費補助金 | 未定<br>(県内農業協同組合等)      | 10,000<br>(災害復旧に必要な時期) | 農業協同組合等の共同利用施設の災害復旧事業に要する経費を補助する。              | (目的・理由)<br>被災した農業共同利用施設を復旧し、農業の維持を図るとともに、その経営安定に寄与する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 外部(不)経済<br>被災した農業共同利用施設の復旧は、地域農業の維持、振興につながることから、公益性を有する。                 | 農産物安全・流通課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農林漁業経営体育成費 | 地域農政推進対策事業費 |
| 33 | 経営所得安定対策等推進事業費補助金  | 松阪市<br>松阪市殿町<br>1340-1 | 17,556<br>(R8.4)       | 経営所得安定対策の現場段階における事業推進や要件確認等を行う事務費等に要する経費を助成する。 | (目的・理由)<br>国が進める経営所得安定対策制度の的確な推進を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                    | 外部(不)経済<br>経営所得安定対策を推進することによって、農業の担い手の経営安定、地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。 | 農産園芸課     | 同上     | 同上  | 農作物対策費     | 農産物の生産振興事業費 |
| 34 | 同上                 | 伊賀市<br>伊賀市四十九町<br>3184 | 12,419<br>(R8.4)       | 同上   | 同上   | 同上   | 同上        | 同上     | 同上  | 同上         | 同上          |
| 35 | 米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金 | 津安芸農業協同組合<br>津市一色町211  | 361,200<br>(R8.6)      | 地域計画に基づく地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した乾燥調製施設等の整備を支援する。  | (目的・理由)<br>老朽化した農業用施設の整備を支援することで食料の安定供給の確保及び地域農業の発展を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>農業用施設の整備することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。              | 同上        | 同上     | 同上  | 同上         | 同上          |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目   |     |        |             |
|----|--------------------|------------------------------------|-------------------|---|---|---|-------|--------|-----|--------|-------------|
|    |                    |                                    |                   |   |   |   |       | 款      | 項   | 目      | 事業名         |
| 36 | 米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金 | 伊賀ふるさと農業協同組合<br>伊賀市平野西町1-1         | 168,890<br>(R8.6) | 地域計画に基づく地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した集出荷貯蔵施設等の整備を支援する。  | (目的・理由)<br>老朽化した農業用施設の整備を支援することで食料の安定供給の確保及び地域農業の発展を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                | 外部(不)経済<br>農業用施設の整備を推進することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。                            | 農産園芸課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農作物対策費 | 農産物の生産振興事業費 |
| 37 | 指定野菜価格安定対策事業費補助金   | 公益財団法人三重県青果物価格安定基金協会<br>津市栄町1丁目960 | 12,804<br>(R8.12) | 野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者・県・国が予め積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付する事業に対して、公益財団法人三重県青果物価格安定基金協会を通して必要な基金の積立を行う。 | (目的・理由)<br>野菜の価格補填に必要な基金を造成し、野菜農家の経営及び野菜供給の安定を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱<br>野菜生産出荷安定法         | 外部(不)経済<br>生産者の経営の安定及び野菜の安定供給を支援することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。                  | 同上    | 同上     | 同上  | 同上     | 同上          |
| 38 | 園芸特産物生産振興対策事業費補助金  | 未定<br>(県内市町のうち事業を実施する市町もしくは農業者等)   | 407,500<br>(R9.3) | 農産物の高品質化・高付加価値化、生産の低コスト化及び食品流通の合理化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進する。                                  | (目的・理由)<br>産地競争力強化を目的に、産地における農産物の高品質化、高付加価値化、生産の低コスト化及び食品流通の合理化等を支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>農産物の高品質化・高付加価値化、生産の低コスト化及び食品流通の合理化等を推進することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 同上    | 同上     | 同上  | 同上     | 同上          |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額(予定時期)         | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目   |      |       |                |
|----|--------------------|-----------------------------------|---------------------|--|---|---|-------|--------|------|-------|----------------|
|    |                    |                                   |                     |  |   |   |       | 款      | 項    | 目     | 事業名            |
| 39 | 県産食肉安定供給施設支援事業費補助金 | 株式会社三重県松阪食肉公社<br>松阪市大津町上金剛993-1   | 48,250<br>(R8.4)    | 食肉センターの安定した運営を確保するため、施設維持管理等対策費を補助する。          | (目的・理由)<br>県南部地域の基幹食肉処理施設である株式会社三重県松阪食肉公社の安定した経営の維持を通して、安心・安全な食肉の円滑な供給を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱         | 市場の不完全食肉処理施設の経営安定は、県畜産業の振興と安全・安心な食肉の安定供給に資することから、公益性を有する。             | 畜産課   | 農林水産業費 | 畜産業費 | 畜産振興費 | 食肉センター流通対策事業費  |
| 40 | 市場機能強化対策事業費補助金     | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5                | 38,951<br>(R8.4)    | 食肉卸売市場の機能強化を図るため、取扱頭数の維持増加等経営安定化対策に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>県下唯一の食肉卸売市場である四日市市食肉卸売市場の活性化を支援することにより、安心・安全な食肉の円滑な供給を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱               | 市場の不完全広域を担う食肉卸売市場の経営安定は、県畜産業の振興と安全・安心な食肉の安定供給に資することから、公益性を有する。        | 同上    | 同上     | 同上   | 同上    | 同上             |
| 41 | 畜産施設等整備事業費補助金      | 未定<br>(市町、畜産クラスター協議会又は農業者の組織する団体) | 1,065,000<br>(R8.5) | 家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設等の整備を支援する。                  | (目的・理由)<br>生産基盤の維持及び拡大のため、高収益型畜産への転換、生産性の向上及び畜産環境問題への対策を進めることにより、畜産及び酪農の収益性の向上を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済畜産経営体を中心として地域の関係者が連携することにより、地域全体の収益力向上や雇用の創出につながることから、公益性を有する。 | 同上    | 同上     | 同上   | 同上    | 高収益型畜産連携体育成事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目   |      |         |                 |
|----|---------------------|-----------------------------------|-------------------|---|---|--|---------|--------|------|---------|-----------------|
|    |                     |                                   |                   |   |   |  |         | 款      | 項    | 目       | 事業名             |
| 42 | 家畜伝染病緊急防疫体制整備事業費補助金 | 一般社団法人三重県畜産協会<br>津市栄町1丁目891       | 96,500<br>(R8.5)  | 畜産農場の野生動物侵入防止対策等の強化や野生いのししの調査捕獲体制の強化に要する経費を補助する。                        | (目的・理由)<br>豚熱等家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、畜産農場における野生動物侵入防止対策等の強化や野生いのししの調査捕獲体制の強化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>家畜伝染病が発生すると家畜の殺処分や出荷の制限がかかる。家畜伝染病の発生を予防することは畜産業の発展や畜産物の安定供給につながることから、公共性を有する。               | 家畜防疫対策課 | 農林水産業費 | 畜産業費 | 家畜保健衛生費 | 家畜衛生危機管理体制維持事業費 |
| 43 | 三重用水施設管理費負担金        | 独立行政法人水資源機構<br>埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 | 121,055<br>(R8.6) | 農水・上水・工水の多面的大規模利水事業として整備され、独立行政法人水資源機構が管理する三重用水における農業用水の管理に要する経費を負担する。  | (目的・理由)<br>適切な施設管理により、農業用水を安定的に供給し、農業生産基盤の安定を図る。<br>(根拠)<br>独立行政法人水資源機構法                                  | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する用水供給施設の維持管理等を適切に進めることによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 農業基盤整備課 | 同上     | 農地費  | 国営等推進費  | 国営等関連対策事業費      |
| 44 | 木曾川用水施設管理費負担金       | 同上                                | 40,435<br>(R8.6)  | 農水・上水・工水の多面的大規模利水事業として整備され、独立行政法人水資源機構が管理する木曾川用水における農業用水の管理に要する経費を負担する。 | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上              |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                        | 補助事業者等の氏名及び住所              | 交付予定額(予定時期)               | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目   |              |         |                 |
|----|--------------------------------|----------------------------|---------------------------|--|---|---|---------|--------|--------------|---------|-----------------|
|    |                                |                            |                           |  |   |   |         | 款      | 項            | 目       | 事業名             |
| 45 | 土地改良施設整備補修事業費補助金               | 三重県土地改良事業団体連合会<br>津市広明町330 | 90,000<br>(R8.6)          | 土地改良施設の整備補修に要する経費を補助する。                          | (目的・理由)<br>排水機場等における施設の機能の保持と長寿命化等の整備を行うことで、持続的な農業生産を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                               | 公共財<br>排水機場などの機能の維持管理を進めることによって、食料の安定供給など農業が有する機能が発揮されるほか、防災対策にもつながることから、公益性を有する。         | 農業基盤整備課 | 農林水産業費 | 農地費          | 土地改良費   | 県単土地基盤整備事業費     |
| 46 | 農地農業用施設災害復旧事業費等補助金             | 未定<br>(県内市町等)              | 1,306,634<br>(災害復旧で必要な時期) | 異常な天然現象により被害を受けた農地、農業用施設、農村生活環境施設の復旧に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)」に基づき、農地等の災害を復旧することで農業の維持を図り、経営の安定に寄与する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>災害を受けた農地・農業用施設の復旧を迅速に進めることによって、農地等が有する食料の安定供給や水源かん養などの多面的機能の維持増進が図られることから、公益性を有する。 | 同上      | 災害復旧費  | 農林水産業施設災害復旧費 | 耕地災害復旧費 | 団体営災害耕地復旧事業費    |
| 47 | 高度水利機能確保基盤整備事業費補助金(農地耕作条件改善事業) | 株式会社浅井農園<br>津市高野尾町4951     | 11,158<br>(R8.6)          | 農地の整備等に要する経費を補助する。                               | (目的・理由)<br>耕作放棄地等の耕作条件を改善し、高収益作物の作付推進を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱  | 公共財<br>耕作放棄地等を高収益作物等に転換することにより、食料の安定供給など農業が有する機能が発揮されることから、公益性を有する。                       | 同上      | 農林水産業費 | 農地費          | 土地改良費   | 高度水利機能確保基盤整備事業費 |
| 48 | 高度水利機能確保基盤整備事業費補助金             | 多気町<br>多気郡多気町<br>相可1600    | 10,000<br>(R8.4)          | 同上   | (目的・理由)<br>農地整備を実施し、担い手への農地集積の加速化や農作物の高付加価値化等の推進を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                                   | 公共財<br>農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、農業生産性の向上及び食料の安定供給につながることから、公益性を有する。                           | 同上      | 同上     | 同上           | 同上      | 同上              |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所         | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容                              | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目   |     |         |                 |
|----|--------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------------------|--|---|---------|--------|-----|---------|-----------------|
|    |                    |                       |                   |                                   |  |   |         | 款      | 項   | 目       | 事業名             |
| 49 | 高度水利機能確保基盤整備事業費補助金 | 伊勢市<br>伊勢市岩渕1丁目7-29   | 12,600<br>(R8.4)  | 農地の整備等に要する経費を補助する。                | (目的・理由)<br>農地整備を実施し、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等の推進を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱       | 公共財<br>農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、農業生産性の向上及び食料の安定供給につながることから、公益性を有する。                                   | 農業基盤整備課 | 農林水産業費 | 農地費 | 土地改良費   | 高度水利機能確保基盤整備事業費 |
| 50 | 団体営ため池等整備事業費補助金    | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1    | 31,625<br>(R8.4)  | 土地改良施設の整備にかかる調査・測量・設計に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>老朽化対策や耐震化対策が必要な土地改良施設について、適切な対策を実施し、施設の健全化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農業用施設の改修等を進めることによって、農業の振興、地域の安全性向上につながることから、公益性を有する。 | 同上      | 同上     | 同上  | 農地防災事業費 | 団体営ため池等整備事業費    |
| 51 | 同上                 | 大紀町<br>度会郡大紀町滝原1610-1 | 115,000<br>(R8.4) | 土地改良施設の整備及び調査・測量・設計に要する経費を補助する。   | 同上   | 同上  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上              |
| 52 | 同上                 | 伊賀市<br>伊賀市四十九町3184    | 460,500<br>(R8.4) | 同上                                | 同上   | 同上  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上              |
| 53 | 同上                 | 名張市<br>名張市鴻之台1-1      | 75,000<br>(R8.4)  | 同上                                | 同上   | 同上  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上              |
| 54 | 同上                 | いなべ市<br>いなべ市北勢町阿下喜31  | 16,500<br>(R8.4)  | 同上                                | 同上   | 同上  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上              |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                              | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目   |     |         |                       |
|----|--------------------------------------|-------------------------------|------------------|---|--|--|---------|--------|-----|---------|-----------------------|
|    |                                      |                               |                  |   |  |  |         | 款      | 項   | 目       | 事業名                   |
| 55 | 団体営ため池等整備事業費補助金                      | 亀山市<br>亀山市本丸町577              | 16,700<br>(R8.4) | 土地改良施設の整備及び調査・測量・設計に要する経費を補助する。                       | (目的・理由)<br>老朽化対策や耐震化対策が必要な土地改良施設について、適切な対策を実施し、施設の健全化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱           | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農業用施設の改修等を進めることによって、農業の振興、地域の安全性向上につながることから、公益性を有する。      | 農業基盤整備課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農地防災事業費 | 団体営ため池等整備事業費          |
| 56 | 同上                                   | 津市<br>津市西丸之内<br>23-1          | 21,900<br>(R8.4) | 同上  | 同上   | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上                    |
| 57 | 同上                                   | 三重県土地改良事業団体連合会<br>津市広明町330    | 10,000<br>(R8.4) | 土地改良施設の監視・管理体制の強化に要する経費を補助する。                         | (目的・理由)<br>農業用ため池の適正な管理及び保全を目的に、現地パトロールや管理者への助言等の支援を実施し、管理体制の強化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農業用施設の維持管理等を適切に進めることによって、農業の振興、地域の安全性向上につながることから、公益性を有する。 | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上                    |
| 58 | 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金(水利施設管理強化事業) | 宮川用水土地改良区<br>伊勢市河崎1丁目<br>11-8 | 23,470<br>(R8.4) | 国営造成施設等の管理について、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図るために要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>適切な施設管理により、農業用水を安定的に供給し、農業生産基盤の安定を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                    | 公共財<br>多面的機能を有する水路等の農業水利施設の保全管理を進めることによって、農村環境の保全が図られることから、公益性を有する。                                    | 同上      | 同上     | 同上  | 土地改良費   | 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                             | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目   |     |       |              |
|----|-----------------|-------------------------------|------------------|----------------------------------|---|--|---------|--------|-----|-------|--------------|
|    |                 |                               |                  |                                  |   |  |         | 款      | 項   | 目     | 事業名          |
| 59 | 団体営かんがい排水事業費補助金 | 町屋川沿岸土地改良区<br>桑名市大字<br>大貝須34  | 15,680<br>(R8.4) | 老朽化が進んでいる農業水利施設の長寿命化に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>老朽化が進んでいる農業水利施設について、長寿命化を図る観点から、適切な対策を実施し、施設の機能保全を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する<br>用水供給施設の維持管理等を適切に進めること<br>によって、農業の振興、食料の安定供給につながる<br>ことから、公益性を有する。 | 農業基盤整備課 | 農林水産業費 | 農地費 | 土地改良費 | 団体営かんがい排水事業費 |
| 60 | 同上              | いなべ市<br>いなべ市北勢町<br>阿下喜31      | 50,000<br>(R8.4) | 同上                               | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上           |
| 61 | 同上              | 四日市市<br>四日市市諏訪町<br>1-5        | 64,000<br>(R8.4) | 同上                               | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上           |
| 62 | 同上              | 菰野町<br>三重郡菰野町<br>大字潤田1250     | 14,080<br>(R8.4) | 同上                               | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上           |
| 63 | 同上              | 松阪市<br>松阪市殿町<br>1340-1        | 38,643<br>(R8.4) | 同上                               | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上           |
| 64 | 同上              | 伊勢市<br>伊勢市岩淵1丁目<br>7-29       | 23,115<br>(R8.4) | 同上                               | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上           |
| 65 | 同上              | 宮川用水土地改良区<br>伊勢市河崎1丁目<br>11-8 | 12,420<br>(R8.4) | 同上                               | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上           |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                                 | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |     |       |                |
|----|-------------------|-----------------------------------|------------------|--------------------------------------|---|---|----------|--------|-----|-------|----------------|
|    |                   |                                   |                  |                                      |   |   |          | 款      | 項   | 目     | 事業名            |
| 66 | 団体営かんがい排水事業費補助金   | 名張市<br>名張市鴻之台<br>1-1              | 13,248<br>(R8.4) | 老朽化が進んでいる農業水利施設の長寿命化に要する経費を補助する。     | (目的・理由)<br>老朽化が進んでいる農業水利施設について、長寿命化を図る観点から、適切な対策を実施し、施設の機能保全を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                       | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する用水供給施設の維持管理等を適切に進めることよって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 農業基盤整備課  | 農林水産業費 | 農地費 | 土地改良費 | 団体営かんがい排水事業費   |
| 67 | 同上                | 伊賀市<br>伊賀市四十九町<br>3184            | 13,300<br>(R8.4) | 同上                                   | 同上  | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上             |
| 68 | 団体営農村振興総合整備事業費補助金 | 御浜町<br>南牟婁郡御浜町<br>大字阿田和<br>6120-1 | 65,920<br>(R8.5) | 農業生産基盤と農村生活環境を総合的に整備する事業に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>農業生産性の向上を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な農村生活環境の整備を総合的に実施する市町を支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>農業生産基盤と農村生活環境の整備等を進めることにより、農業・農村が有する食料の安定供給や水源かん養、景観の保全などの多面的機能の維持増進が図られることから、公益性を有する。         | 農山漁村づくり課 | 同上     | 同上  | 農村振興費 | 団体営農村振興総合整備事業費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |     |       |                  |
|----|---------------------|---------------------------------|-------------------|--|---|--|----------|--------|-----|-------|------------------|
|    |                     |                                 |                   |  |   |  |          | 款      | 項   | 目     | 事業名              |
| 69 | 団体営農村振興総合整備事業費補助金   | 立梅用水土地改良区<br>多気郡多気町丹生<br>1620-3 | 20,000<br>(R8.5)  | 既存の情報通信施設の調査や、技術的検討のための試行調査、整備計画の策定に要する費用に対して補助する。 | (目的・理由)<br>農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図る中で地域活性化やスマート農業の実装にも活用できる情報通信環境を整備するための計画の策定を支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図り、情報通信環境を整備するための計画を策定することにより、農業・農村が有する食料の安定供給や水源かん養、景観の保全などの多面的機能の維持増進が図られることから、公益性を有する。 | 農山漁村づくり課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農村振興費 | 団体営農村振興総合整備事業費   |
| 70 | 団体営農業集落排水整備促進事業費補助金 | 名張市<br>名張市鴻之台<br>1-1            | 100,570<br>(R8.5) | 農業集落において、し尿、生活雑排水を処理する施設の整備に要する経費を補助する。            | (目的・理由)<br>農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱               | 公共財<br>公共用水域の水質保全を図る事業であり、民間で取り組む可能性が無いため、公益性を有する。   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 団体営農業集落排水整備促進事業費 |
| 71 | 同上                  | 明和町<br>多気郡明和町<br>大字馬之上945       | 12,400<br>(R8.5)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上               |
| 72 | 同上                  | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目<br>18-18        | 34,400<br>(R8.5)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上               |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |     |       |            |
|----|------------|---------------------------------|------------------|---|--|--|----------|--------|-----|-------|------------|
|    |            |                                 |                  |   |  |  |          | 款      | 項   | 目     | 事業名        |
| 73 | 多面的機能支払交付金 | 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会<br>津市広明町330 | 12,000<br>(R8.5) | 国事業である多面的機能支払交付金の実施要綱・実施要領に基づき、農地・農業用施設等の資源の保全管理活動と生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動を推進する。 | (目的・理由)<br>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>三重県農地・水・環境保全向上対策協議会は、構成する市町及び多面的機能を守る多様な主体を支援する機関であり、その支援体制の強化を進めることによって、農地・農業用施設等の資源の保全管理活動と生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全につながることから、公益性を有する。 | 農山漁村づくり課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農村振興費 | 日本型直接支払事業費 |
| 74 | 同上         | 桑名市<br>桑名市中央町2丁目37              | 51,024<br>(R8.5) | 国事業である多面的機能支払交付金の実施要綱・実施要領に基づき、農地・農業用施設等の資源の保全管理活動と生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動を支援する。 | 同上   | 公共財<br>多面的機能を有する農地や水路などの農業用施設の保全管理を進めることによって、農村環境の保全が図られることから、公益性を有する。   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 75 | 同上         | いなべ市<br>いなべ市北勢町阿下喜31            | 58,354<br>(R8.5) | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 76 | 同上         | 木曾岬町<br>桑名郡木曾岬町大字西対海地251        | 20,907<br>(R8.5) | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |     |       |            |
|----|------------|---------------------------|-------------------|---|--|--|----------|--------|-----|-------|------------|
|    |            |                           |                   |   |  |  |          | 款      | 項   | 目     | 事業名        |
| 77 | 多面的機能支払交付金 | 東員町<br>員弁郡東員町<br>大字山田1600 | 30,444<br>(R8.5)  | 国事業である多面的機能支払交付金の実施要綱・実施要領に基づき、農地・農業用施設等の資源の保全管理活動と生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動を支援する。 | (目的・理由)<br>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>多面的機能を有する農地や水路などの農業用施設の保全管理を進めることによって、農村環境の保全が図られることから、公益性を有する。 | 農山漁村づくり課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農村振興費 | 日本型直接支払事業費 |
| 78 | 同上         | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5        | 34,622<br>(R8.5)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 79 | 同上         | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目18-18      | 72,199<br>(R8.5)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 80 | 同上         | 亀山市<br>亀山市本丸町577          | 10,766<br>(R8.5)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 81 | 同上         | 菰野町<br>三重郡菰野町<br>大字潤田1250 | 78,707<br>(R8.5)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 82 | 同上         | 津市<br>津市西丸之内23-1          | 154,270<br>(R8.5) | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |     |       |            |
|----|------------|---------------------------|-------------------|---|--|--|----------|--------|-----|-------|------------|
|    |            |                           |                   |   |  |  |          | 款      | 項   | 目     | 事業名        |
| 83 | 多面的機能支払交付金 | 松阪市<br>松阪市殿町<br>1340-1    | 162,990<br>(R8.5) | 国事業である多面的機能支払交付金の実施要綱・実施要領に基づき、農地・農業用施設等の資源の保全管理活動と生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動を支援する。 | (目的・理由)<br>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>多面的機能を有する農地や水路などの農業用施設の保全管理を進めることによって、農村環境の保全が図られることから、公益性を有する。 | 農山漁村づくり課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農村振興費 | 日本型直接支払事業費 |
| 84 | 同上         | 多気町<br>多気郡多気町<br>相可1600   | 46,110<br>(R8.5)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 85 | 同上         | 明和町<br>多気郡明和町<br>大字馬之上945 | 38,424<br>(R8.5)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 86 | 同上         | 伊勢市<br>伊勢市岩渕1丁目<br>7-29   | 93,223<br>(R8.5)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 87 | 同上         | 玉城町<br>度会郡玉城町<br>田丸114-2  | 49,135<br>(R8.5)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |
| 88 | 同上         | 伊賀市<br>伊賀市四十九町<br>3184    | 151,754<br>(R8.5) | 同上  | 同上   | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上         |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |     |        |               |
|----|---------------|-----------------------------------|------------------|---|--|---|----------|--------|-----|--------|---------------|
|    |               |                                   |                  |   |  |   |          | 款      | 項   | 目      | 事業名           |
| 89 | 多面的機能支払交付金    | 名張市<br>名張市鴻之台<br>1-1              | 32,470<br>(R8.5) | 国事業である多面的機能支払交付金の実施要綱・実施要領に基づき、農地・農業用施設等の資源の保全管理活動と生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動を支援する。 | (目的・理由)<br>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>多面的機能を有する農地や水路などの農業用施設の保全管理を進めることによって、農村環境の保全が図られることから、公益性を有する。              | 農山漁村づくり課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農村振興費  | 日本型直接支払事業費    |
| 90 | 同上            | 御浜町<br>南牟婁郡御浜町<br>大字阿田和<br>6120-1 | 11,979<br>(R8.5) | 同上  | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |
| 91 | 中山間地域等直接支払交付金 | いなべ市<br>いなべ市北勢町<br>阿下喜31          | 25,261<br>(R8.5) | 中山間地域等における耕作放棄の未然防止を図るため、条件不利農地の耕作者に対して、生産条件格差相当額を交付する。                               | (目的・理由)<br>中山間地域等において農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確保するために耕作放棄の主要因である生産条件の格差を補正する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱        | 外部(不)経済<br>生産条件が平地に比べ不利である中山間地域等の農地の適正管理を促進することによって、農地の多面的機能の維持増進につながることから、公益性を有する。 | 同上       | 同上     | 同上  | 中山間振興費 | 中山間地域等直接支払事業費 |
| 92 | 同上            | 菰野町<br>三重郡菰野町<br>大字潤田1250         | 17,023<br>(R8.5) | 同上  | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |     |        |               |
|----|---------------|---------------------------|-------------------|---|---|---|----------|--------|-----|--------|---------------|
|    |               |                           |                   |   |   |   |          | 款      | 項   | 目      | 事業名           |
| 93 | 中山間地域等直接支払交付金 | 津市<br>津市西丸之内<br>23-1      | 32,463<br>(R8.5)  | 中山間地域等における耕作放棄の未然防止を図るため、条件不利農地の耕作者に対して、生産条件格差相当額を交付する。 | (目的・理由)<br>中山間地域等において農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確保するために耕作放棄の主要因である生産条件の格差を補正する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済生産条件が平地に比べ不利である中山間地域等の農地の適正管理を促進することによって、農地の多面的機能の維持増進につながることから、公益性を有する。 | 農山漁村づくり課 | 農林水産業費 | 農地費 | 中山間振興費 | 中山間地域等直接支払事業費 |
| 94 | 同上            | 松阪市<br>松阪市殿町<br>1340-1    | 13,056<br>(R8.5)  | 同上  | 同上  | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |
| 95 | 同上            | 大台町<br>多気郡大台町<br>佐原750    | 14,317<br>(R8.5)  | 同上  | 同上  | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |
| 96 | 同上            | 大紀町<br>度会郡大紀町<br>滝原1610-1 | 10,989<br>(R8.5)  | 同上  | 同上  | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |
| 97 | 同上            | 伊賀市<br>伊賀市四十九町<br>3184    | 105,418<br>(R8.5) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所   | 交付予定額(予定時期)  | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目   |     |         |                  |
|-----|------------------|---|--------------|---|---|--|-------|--------|-----|---------|------------------|
|     |                  |   |              |   |   |  |       | 款      | 項   | 目       | 事業名              |
| 98  | 最適土地利用総合事業交付金    | 御浜土地改良区(御浜町引作・神木・砂方Ⅰ・砂方Ⅱ・阿田和・中立・志原・上市木地区、紀宝町田代地区)<br>南牟婁郡御浜町大字下市木919-10 | 40,205(R8.5) | 国事業である農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)の交付等要綱・実施要領に基づき、中山間地域等における農地保全のための実証的取組、土地利用構想の策定、基盤整備等に係る経費を交付する。 | (目的・理由)<br>中山間地域等での地域ぐるみの農地保全の取組を支援することで、農地の効率的かつ総合的な利用を促進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱  | 公共財<br>地域での将来的な農地の利用計画が策定されることにより農地の効率的かつ総合的な利用が促進され、農地保全が図られることから、公益性を有する。                    | 農地調整課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農地調整費   | 農地調整費            |
| 99  | 同上               | 熊野市<br>熊野市井戸町796  | 10,000(R8.5) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上      | 同上               |
| 100 | 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 | 津市<br>津市西丸之内23-1  | 26,557(R8.6) | 獣害対策に取り組む県内の地域獣害対策協議会等に対し、侵入防止柵の設置や既存柵の機能向上等のハード対策、及び被害防止のための捕獲、生息環境管理等のソフト対策への取組に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>野生鳥獣による農作物等への被害の軽減に向けて、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が作成した被害防止計画による取組を進めるため、国からの鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、総合的に支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>中山間地域では、日常的に野生鳥獣による農作物被害を受けており、被害軽減に向けた対策を講じることは地域での農業生産の継続や集落の機能維持につながるため、公益性を有する。 | 獣害対策課 | 同上     | 農業費 | 農業経営対策費 | 獣害について地域づくり推進事業費 |
| 101 | 同上               | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1  | 17,570(R8.6) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上      | 同上               |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所                | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目   |     |         |                  |
|-----|------------------|------------------------------|------------------|---|---|--|-------|--------|-----|---------|------------------|
|     |                  |                              |                  |   |   |  |       | 款      | 項   | 目       | 事業名              |
| 102 | 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 | 松阪市中山間獣害対策協議会<br>松阪市殿町1340-1 | 17,286<br>(R8.6) | 獣害対策に取り組む県内の地域獣害対策協議会等に対し、侵入防止柵の設置や既存柵の機能向上等のハード対策、及び被害防止のための捕獲、生息環境管理等のソフト対策への取組に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>野生鳥獣による農作物等への被害の軽減に向けて、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が作成した被害防止計画による取組を進めるため、国からの鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、総合的に支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>中山間地域では、日常的に野生鳥獣による農作物被害を受けており、被害軽減に向けた対策を講じることは地域での農業生産の継続や集落の機能維持につながるため、公益性を有する。 | 獣害対策課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業経営対策費 | 獣害につよい地域づくり推進事業費 |
| 103 | 同上               | 南伊勢町<br>度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057      | 11,842<br>(R8.6) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上      | 同上               |
| 104 | 同上               | 伊賀市<br>伊賀市四十九町3184           | 20,540<br>(R8.6) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上      | 同上               |
| 105 | 同上               | 熊野市<br>熊野市井戸町796             | 11,862<br>(R8.6) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上      | 同上               |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所                         | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容                                       | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |     |         |              |
|-----|-----------------|---------------------------------------|-------------------|--|--|--|----------|--------|-----|---------|--------------|
|     |                 |                                       |                   |  |  |  |          | 款      | 項   | 目       | 事業名          |
| 106 | 林業・木材産業振興事業費補助金 | 未定<br>(市町、選定経営体等)                     | 135,609<br>(R8.6) | 間伐及び森林作業道の整備、高性能林業機械の導入等に要する経費を補助する。       | (目的・理由)<br>林業の持続的な発展と、林産物等の供給・利用の確保を推進するため、競争力のある木材産地等の形成と地域材等の安定的な供給を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>林業の生産基盤の整備や間伐材等の供給力の強化等の取組は、県産材の有効活用を促進させ、森林の持つ公益的機能の発揮を図るものであることから、公益性を有する。    | 森林・林業経営課 | 農林水産業費 | 林業費 | 林業振興指導費 | 林業・木材産業振興事業費 |
| 107 | 災害に強い森林再生事業費補助金 | 未定<br>(森林所有者、森林組合、森林経営計画の認定を受けた者等)    | 82,750<br>(R8.6)  | 災害に強い森林づくりに向けて植栽、下刈り、獣害防止施設の整備に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>被害森林を早期に健全な森林に回復させることで、森林が持つ災害を防ぐ機能の発揮を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                     | 公共財<br>植栽や下刈りを行うことにより、森林が持つ土砂流出防止などの機能の発揮につながることから、公益性を有する。                            | 同上       | 同上     | 同上  | 森林総務費   | 災害に強い森林再生事業費 |
| 108 | 国補造林事業費補助金      | 未定<br>(市町、森林所有者、森林組合、森林経営計画の認定を受けた者等) | 516,404<br>(R8.6) | 植栽、下刈り、間伐等に要する経費を補助する。                     | (目的・理由)<br>水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図るため、森林の整備及びこれに必要な路網の整備を支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱           | 公共財<br>森林整備を行うことにより、水源かん養や土砂流出防止等の森林の公益的機能の高度発揮につながり、社会全体が森林の公益的機能の受益者となることから、公益性を有する。 | 同上       | 同上     | 同上  | 造林費     | 造林事業費        |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所                         | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                            | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |     |     |         |
|-----|------------|---------------------------------------|------------------|---------------------------------|--|--|----------|--------|-----|-----|---------|
|     |            |                                       |                  |                                 |  |  |          | 款      | 項   | 目   | 事業名     |
| 109 | 県単造林事業費補助金 | 未定<br>(市町、森林所有者、森林組合、森林経営計画の認定を受けた者等) | 22,265<br>(R8.6) | 植栽、下刈り、間伐等に要する経費を補助する。          | (目的・理由)<br>水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図るため、森林の整備及びこれに必要な路網の整備を支援する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                         | 公共財<br>森林整備を行うことによって、水源かん養や土砂流出防止等の森林の公益的機能の高度発揮につながり、社会全体が森林の公益的機能の受益者となることから、公益性を有する。      | 森林・林業経営課 | 農林水産業費 | 林業費 | 造林費 | 県単造林事業費 |
| 110 | 林道事業費補助金   | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目18-18                  | 13,020<br>(R8.5) | 森林整備に不可欠な林道の開設や保全整備に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>森林の適正な維持管理による公益的機能の高度発揮と通行の安全確保等を図るため、林道の改良を実施する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                            | 公共財<br>林道は、水源かん養や土砂流出防止をはじめとする森林の持つ公益的機能の高度発揮を促進する森林整備に不可欠な施設であるとともに、一般交通の用にも供されるため、公共性を有する。 | 治山林道課    | 同上     | 同上  | 林道費 | 林道事業費   |
| 111 | 同上         | 津市<br>津市西丸之内23-1                      | 29,915<br>(R8.5) | 同上                              | (目的・理由)<br>森林の適正な維持管理による公益的機能の高度発揮と通行の安全確保等を図るため、林道の開設を実施する。また、林道橋の長寿命化を図るために保全整備を実施する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称  | 補助事業者等の氏名及び住所              | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容                            | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目   |     |     |       |
|-----|----------|----------------------------|-------------------|---------------------------------|--|--|-------|--------|-----|-----|-------|
|     |          |                            |                   |                                 |  |  |       | 款      | 項   | 目   | 事業名   |
| 112 | 林道事業費補助金 | 松阪市<br>松阪市殿町<br>1340-1     | 56,000<br>(R8.5)  | 森林整備に不可欠な林道の開設や保全整備に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>森林の適正な維持管理による公益的機能の高度発揮と通行の安全確保等を図るため、林道の開設を実施する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                            | 公共財<br>林道は、水源かん養や土砂流出防止をはじめとする森林の持つ公益的機能の高度発揮を促進する森林整備に不可欠な施設であるとともに、一般交通の用にも供されるため、公共性を有する。 | 治山林道課 | 農林水産業費 | 林業費 | 林道費 | 林道事業費 |
| 113 | 同上       | 紀北町<br>北牟婁郡紀北町<br>東長島769-1 | 23,910<br>(R8.5)  | 同上                              | (目的・理由)<br>森林の適正な維持管理による公益的機能の高度発揮と通行の安全確保、また、林道橋の長寿命化を図るために保全整備を実施する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                  | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上  | 同上    |
| 114 | 同上       | 熊野市<br>熊野市井戸町796           | 100,000<br>(R8.5) | 同上                              | (目的・理由)<br>森林の適正な維持管理による公益的機能の高度発揮と通行の安全確保等を図るため、林道の開設を実施する。また、林道橋の長寿命化を図るために点検診断を実施する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 同上   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上  | 同上    |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額(予定時期)             | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |             |         |                   |
|-----|---------------------|------------------------|-------------------------|--|--|---|----------|--------|-------------|---------|-------------------|
|     |                     |                        |                         |  |  |   |          | 款      | 項           | 目       | 事業名               |
| 115 | 林業用施設災害復旧事業費補助金     | 未定<br>(県内市町等)          | 680,850<br>(災害復旧で必要な時期) | 林道施設等の災害復旧事業に要する経費を補助する。   | (目的・理由)<br>被災した林道施設等を復旧し、森林の適正な維持管理による公益的機能の高度発揮促進等、林道機能の回復に寄与する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>林道は、水源かん養や土砂流出防止をはじめとする森林の持つ公益的機能の高度発揮を促進する森林整備に不可欠な施設であるとともに、一般交通の用にも供されるため、公共性を有する。          | 治山林道課    | 災害復旧費  | 農林水産施設災害復旧費 | 林野災害復旧費 | 林道施設災害復旧事業費       |
| 116 | みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠) | 津市<br>津市西丸之内<br>23-1   | 27,593<br>(R8.4)        | 地域の実情に応じて行う以下の対策に要する経費を補助する。<br>(1)土砂や流木による被害を出さない森林づくり<br>(2)暮らしに身近な森林づくり<br>(3)森を育む人づくり<br>(4)森と人をつなぐ学びの場づくり<br>(5)地域の身近な水や緑の環境づくり | (目的・理由)<br>「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                 | 公共財<br>「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」は、災害時の被害軽減や森林の公益的機能の発揮につながり、社会全体が森林の公益的機能の受益者となるものであり、公共性を有する。 | みどり共生推進課 | 農林水産業費 | 林業費         | 緑化対策費   | みえ森と緑の県民税市町交付金事業費 |
| 117 | 同上                  | 松阪市<br>松阪市殿町<br>1340-1 | 26,852<br>(R8.4)        | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上          | 同上      | 同上                |
| 118 | 同上                  | 四日市市<br>四日市市諏訪町<br>1-5 | 21,820<br>(R8.4)        | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上          | 同上      | 同上                |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所         | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |     |       |                   |
|-----|---------------------|-----------------------|------------------|--|--|---|----------|--------|-----|-------|-------------------|
|     |                     |                       |                  |  |  |   |          | 款      | 項   | 目     | 事業名               |
| 119 | みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠) | 伊賀市<br>伊賀市四十九町3184    | 18,820<br>(R8.4) | 地域の実情に応じて行う以下の対策に要する経費を補助する。<br>(1)土砂や流木による被害を出さない森林づくり<br>(2)暮らしに身近な森林づくり<br>(3)森を育む人づくり<br>(4)森と人をつなぐ学びの場づくり<br>(5)地域の身近な水や緑の環境づくり | (目的・理由)<br>「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」は、災害時の被害軽減や森林の公益的機能の発揮につながり、社会全体が森林の公益的機能の受益者となるものであり、公共性を有する。 | みどり共生推進課 | 農林水産業費 | 林業費 | 緑化対策費 | みえ森と緑の県民税市町交付金事業費 |
| 120 | 同上                  | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目18-18  | 18,572<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |
| 121 | 同上                  | 伊勢市<br>伊勢市岩淵1丁目7-29   | 15,000<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |
| 122 | 同上                  | 熊野市<br>熊野市井戸町796      | 13,839<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |
| 123 | 同上                  | 大台町<br>多気郡大台町佐原750    | 13,220<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |
| 124 | 同上                  | 大紀町<br>度会郡大紀町滝原1610-1 | 13,000<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所               | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |     |       |                   |
|-----|---------------------|-----------------------------|------------------|--|--|---|----------|--------|-----|-------|-------------------|
|     |                     |                             |                  |  |  |   |          | 款      | 項   | 目     | 事業名               |
| 125 | みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠) | 志摩市<br>志摩市阿児町<br>鵜方3098-22  | 11,840<br>(R8.4) | 地域の実情に応じて行う以下の対策に要する経費を補助する。<br>(1)土砂や流木による被害を出さない森林づくり<br>(2)暮らしに身近な森林づくり<br>(3)森を育む人づくり<br>(4)森と人をつなぐ学びの場づくり<br>(5)地域の身近な水や緑の環境づくり | (目的・理由)<br>「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」は、災害時の被害軽減や森林の公益的機能の発揮につながり、社会全体が森林の公益的機能の受益者となるものであり、公共性を有する。 | みどり共生推進課 | 農林水産業費 | 林業費 | 緑化対策費 | みえ森と緑の県民税市町交付金事業費 |
| 126 | 同上                  | 尾鷲市<br>尾鷲市中央町<br>10-43      | 11,472<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |
| 127 | 同上                  | 名張市<br>名張市鴻之台<br>1-1        | 11,182<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |
| 128 | 同上                  | 南伊勢町<br>度会郡南伊勢町<br>五ヶ所浦3057 | 11,000<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |
| 129 | 同上                  | 亀山市<br>亀山市本丸町<br>577        | 10,800<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |
| 130 | 同上                  | 紀北町<br>北牟婁郡紀北町<br>東長島769-1  | 10,800<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上                |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名        | 支出科目       |     |               |                           |
|-----|---------------------|---------------------------|------------------|--|--|---|--------------|------------|-----|---------------|---------------------------|
|     |                     |                           |                  |  |  |   |              | 款          | 項   | 目             | 事業名                       |
| 131 | みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠) | いなべ市<br>いなべ市北勢町<br>阿下喜31  | 10,557<br>(R8.4) | 地域の実情に応じて行う以下の対策に要する経費を補助する。<br>(1)土砂や流木による被害を出さない森林づくり<br>(2)暮らしに身近な森林づくり<br>(3)森を育む人づくり<br>(4)森と人をつなぐ学びの場づくり<br>(5)地域の身近な水や緑の環境づくり | (目的・理由)<br>「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」は、災害時の被害軽減や森林の公益的機能の発揮につながり、社会全体が森林の公益的機能の受益者となるものであり、公共性を有する。 | みどり共生<br>推進課 | 農林水<br>産業費 | 林業費 | 緑化<br>対策<br>費 | みえ森と緑の<br>県民税市町交<br>付金事業費 |
| 132 | みえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠) | 大台町<br>多気郡大台町<br>佐原750    | 28,700<br>(R8.4) | 流域の防災機能を高めるための面的な森林整備のほか、台風等の倒木によって電線等のライフラインを寸断するおそれのある樹木の事前伐採などに取り組む経費を補助する。   | 同上   | 同上  | 同上           | 同上         | 同上  | 同上            | 同上                        |
| 133 | 同上                  | 津市<br>津市西丸之内<br>23-1      | 20,260<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上           | 同上         | 同上  | 同上            | 同上                        |
| 134 | 同上                  | 伊賀市<br>伊賀市四十九町<br>3184    | 15,000<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上           | 同上         | 同上  | 同上            | 同上                        |
| 135 | 同上                  | 度会町<br>度会郡度会町<br>棚橋1215-1 | 11,565<br>(R8.4) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上           | 同上         | 同上  | 同上            | 同上                        |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称                  | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                                  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目   |      |          |                       |
|-----|--------------------------|------------------------|------------------|---------------------------------------|--|--|-------|--------|------|----------|-----------------------|
|     |                          |                        |                  |                                       |  |  |       | 款      | 項    | 目        | 事業名                   |
| 136 | 伊勢湾地区における漁家の収入安定対策事業費補助金 | 未定<br>(伊勢湾地区沿海漁業協同組合等) | 30,000<br>(R8.4) | 漁業協同組合及び漁業者の経営強化に要する経費の一部を補助する。       | (目的・理由)<br>中部国際空港沖公有水面の埋立による漁業経営への影響を緩和するため、新たな漁業のスタートアップを支援し、漁業協同組合や漁業者の経営強化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>伊勢湾漁業の安定的な継続に向け、漁業協同組合や漁業者の経営強化を図ることは、水産業の振興、水産物の安定供給に資することから、公益性を有する。  | 水産振興課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 水産業経営対策費 | 伊勢湾地区における漁家の収入安定対策事業費 |
| 137 | 離島漁業再生支援交付金              | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目1-1     | 13,854<br>(R8.4) | 離島の漁業集落が漁業再生のために行う海底耕耘や漁場監視等の取組を支援する。 | (目的・理由)<br>漁業再生のための取組を支援し、離島漁業の活性化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱  | 公共財<br>離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるが、販売・生産面で不利な条件下に置かれており、漁業就業者の減少や高齢化が一層進行している。離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など漁業者の前進基地となっていることから、離島漁業の維持・発展のための支援は公益性を有する。 | 同上    | 同上     | 同上   | 水産業振興費   | 離島漁業再生支援事業費           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額(予定時期)                | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目   |      |            |              |
|-----|------------------|----------------------------------|----------------------------|---|--|---|-------|--------|------|------------|--------------|
|     |                  |                                  |                            |   |  |   |       | 款      | 項    | 目          | 事業名          |
| 138 | 漁業近代化資金<br>利子補給金 | 東日本信用漁業協同組合連合会三重支店<br>津市広明町323-1 | 61,644<br>(R8.8)<br>(R9.2) | 漁業者等の資本装備の高度化と経営の近代化に必要な資金の円滑な融通を図るため、融資機関に利子補給を行う。 | (目的・理由)<br>漁業者が必要とする施設資金等に利子補給の助成措置を講ずることにより、漁業者等の資本装備の高度化と経営の近代化を促進する。<br>(根拠)<br>三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則 | 市場の不完全性<br>資本装備の高度化を図るには多額の資金が必要であり、低利の資金融通等が行われないと経営の近代化が困難であるため、漁業の振興や食料の安定供給の観点から、公益性を有する。                                 | 水産振興課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 水産業経営対策費   | 漁業近代化資金融通事業費 |
| 139 | 漁業共済(赤潮特約)事業費補助金 | 三重県漁業共済組合<br>津市広明町323-1          | 19,682<br>(R8.4)           | 養殖共済の共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で赤潮特約に係る掛金の一部を補助する。         | (目的・理由)<br>異常な赤潮による損失に備えて養殖業者が加入する養殖共済の赤潮特約に係る掛金の負担を軽減し、漁業経営の安定を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱         | 外部(不)経済<br>異常な赤潮の発生は生活排水の流入等による海域の富栄養化が主な原因であり、本事業はこの赤潮による損失に備える特約制度への加入を促進し、養殖業者の経営を安定させることで、水産物の安定的な供給を図る事業であることから、公益性を有する。 | 同上    | 同上     | 同上   | 同上         | 漁業共済推進事業費    |
| 140 | 漁協事業再編促進事業費補助金   | 未定<br>(伊勢湾地区沿海漁業協同組合等)           | 15,000<br>(R8.4)           | 伊勢湾内の漁協における不要施設等の処分・再編に係る経費の一部を補助する。                | (目的・理由)<br>中部国際空港沖公有水面の埋立による漁業経営への影響を緩和するため、漁協経営の負債処理を促進し、漁業協同組合の経営強化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 外部(不)経済<br>伊勢湾漁業の安定的な継続に向け、漁業協同組合の経営強化を図ることは、水産業の振興、水産物の安定供給に資することから、公益性を有する。   | 同上    | 同上     | 同上   | 水産業協同組合指導費 | 漁協事業再編促進事業費  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目   |      |         |                   |
|-----|--------------------|--------------------------------|------------------|--|---|--|---------|--------|------|---------|-------------------|
|     |                    |                                |                  |  |   |  |         | 款      | 項    | 目       | 事業名               |
| 141 | 内水面水産資源の回復促進事業費補助金 | 三重県内水面漁業協同組合連合会<br>度会郡大紀町野添163 | 10,000<br>(R8.4) | 内水面漁業協同組合等が行う、魚を増やす・守る取組(アユの放流、カワウ・外来魚対策)及び遊漁者の呼び込みに係る取組を支援する。 | (目的・理由)<br>水産物の供給機能のほか、県民にとって重要なレクリエーション空間の提供等の多面的機能を有している内水面地域の活性化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                  | 公共財<br>内水面地域は、県民にとって重要なレクリエーション空間であるほか、水産物の供給機能等、多面的機能を有しており、その活性化の促進は公共性を有する。                                 | 水産資源管理課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 資源管理費   | 内水面水産資源の回復促進事業費   |
| 142 | 水産物供給基盤機能保全事業費補助金  | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目1-1             | 19,000<br>(R8.4) | 効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、施設の機能診断を行い策定した機能保全計画に基づき保全工事を行う市町に補助する。   | (目的・理由)<br>これまでに整備されてきた漁港施設の健全度を把握し、計画的な修繕及び保全工事を行うことにより、当該漁港施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの最小化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>漁業者が共同利用する漁港施設の整備においては、採算性やリスクの観点から市町単独では負担しきれない多額の費用を要するため、補助により整備することが、水産物の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 水産基盤整備課 | 同上     | 同上   | 水産基盤整備費 | 市町営水産物供給基盤機能保全事業費 |
| 143 | 同上                 | 志摩市<br>志摩市阿児町<br>鶴方3098-22     | 35,560<br>(R8.4) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |
| 144 | 同上                 | 南伊勢町<br>度会郡南伊勢町<br>五ヶ所浦3057    | 12,000<br>(R8.4) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部)(単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目   |      |         |                        |
|-----|-------------------|------------------------|------------------|---|---|--|---------|--------|------|---------|------------------------|
|     |                   |                        |                  |   |   |  |         | 款      | 項    | 目       | 事業名                    |
| 145 | 水産物供給基盤機能保全事業費補助金 | 尾鷲市<br>尾鷲市中央町<br>10-43 | 11,000<br>(R8.4) | 効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、施設の機能診断を行い策定した機能保全計画に基づき保全工事を行う市町に補助する。                                  | (目的・理由)<br>これまでに整備されてきた漁港施設の健全度を把握し、計画的な修繕及び保全工事を行うことにより、当該漁港施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの最小化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>漁業者が共同利用する漁港施設の整備においては、採算性やリスクの観点から市町単独では負担しきれない多額の費用を要するため、補助により整備することが、水産物の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 水産基盤整備課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 水産基盤整備費 | 市町営水産物供給基盤機能保全事業費      |
| 146 | 同上                | 熊野市<br>熊野市井戸町796       | 11,500<br>(R8.4) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                     |
| 147 | 農山漁村地域整備事業費補助金    | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目<br>1-1 | 27,200<br>(R8.4) | 地域が主体となり、地域の柔軟な創造力を生かし、活力ある漁村の再生を円滑に進められるよう、地域のストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的な整備等を推進する市町に補助する。 | (目的・理由)<br>漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、漁港整備等を行うことにより、漁村地域の総合的な整備を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                         | 同上   | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 市町営農山漁村地域整備事業費(水産基盤整備) |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所           | 交付予定額<br>(予定時期)  | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目   |      |        |                 |
|-----|--------------------|-------------------------|------------------|--|--|--|---------|--------|------|--------|-----------------|
|     |                    |                         |                  |  |  |  |         | 款      | 項    | 目      | 事業名             |
| 148 | 強い水産業づくり施設整備事業費補助金 | 紀宝町<br>南牟婁郡紀宝町<br>鵜殿324 | 50,000<br>(R8.4) | 市町、漁協等が実施する、漁業所得の向上や生産コストの削減などの漁業生産基盤として重要な役割を持つ共同利用施設等の整備を補助する。 | (目的・理由)<br>市町や漁協等が実施する共同利用施設等の整備を支援することで、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を実現する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>漁業者が共同利用する漁港施設の整備においては、市町や漁協等が単独では負担しきれない多額の費用を要するため、補助により整備することで、水産物の安定供給につながる。ことから、公益性を有する。 | 水産基盤整備課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 水産業振興費 | 強い水産業づくり施設整備事業費 |



第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称      | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額(予定時期)         | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名        | 支出科目 |       |         |             |
|----|--------------|--------------------------|---------------------|---|---|---|--------------|------|-------|---------|-------------|
|    |              |                          |                     |   |   |   |              | 款    | 項     | 目       | 事業名         |
| 1  | 四日市港管理組合県負担金 | 四日市港管理組合<br>四日市市霞2丁目1-1  | 1,672,604<br>(R8.4) | 港湾法の規定による港湾管理者の業務に対する県負担金を交付する。                                     | (目的・理由)<br>三重県は四日市港管理組合の組織団体として必要な経費を負担する。<br>(根拠)<br>四日市港管理組合規約第17条第2項(経費支弁の方法)                    | 公共財<br>国際拠点港湾である四日市港は、県内産業を支える物流拠点として、高い公益性を有している。一方、港湾施設の建設・維持にかかるコストに対して、港湾使用料等の収入のみで港湾運営を行うことは困難であり、組織団体である三重県からの負担金による経費支弁が必要である。 | 雇用経済総務課      | 土木費  | 港湾費   | 港湾諸費    | 四日市港関係諸費    |
| 2  | 技能向上対策費補助金   | 三重県職業能力開発協会<br>津市栄町1-954 | 53,895<br>(R8.6)    | 技能の普及促進を図るため、客観的な技能の評価を行う技能検定制度の普及と充実を推進し、技能検定及びその他技能検定試験に関する業務を行う。 | (目的・理由)<br>同協会が実施する技能検定業務の適切な実施のための支援を行う。<br>(根拠)<br>職業能力開発促進法<br>技能向上対策費補助金交付要綱<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>技能検定の公正な実施及び客観的な技能評価の普及と充実のため、公的関与が必要である。  | 障がい者雇用・就労促進課 | 労働費  | 職業訓練費 | 職業訓練総務費 | 技能尊重社会形成事業費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                  | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |      |        |                              |
|----|--------------------------|---------------|-------------------|--|--|---|--------|------|------|--------|------------------------------|
|    |                          |               |                   |  |  |   |        | 款    | 項    | 目      | 事業名                          |
| 3  | 県産酒米の価格高騰対策支援補助金         | 未定            | 56,398<br>(R8.3)  | 酒米の価格高騰の影響を受けている県内清酒製造事業者に対して、清酒の製造のために使用する三重県産酒米の価格高騰分の一部を支援する。 | (目的・理由)<br>酒米の急激な価格高騰により深刻な影響を受けている県内清酒製造事業者に対し、三重県産酒米の価格高騰分の一部を支援することで、三重の高品質な酒づくりの維持を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱      | 市場の不完全<br>酒米の急激な価格高騰により、県内清酒製造事業者は酒米の購入が困難な状況である。三重の高品質な酒づくりを維持するには、その原材料として良質な酒米を確保することが重要であるため、酒米を安定的に確保できるように緊急に支援することは妥当であり、公益性を有する。                                  | 県産品振興課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 地域資源活用<br>ビジネス創出・拡大促進<br>事業費 |
| 4  | 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備交付金 | 未定            | 525,000<br>(R8.4) | 県内食品製造事業者等が輸出先のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費を補助する。         | (目的・理由)<br>海外への県産品の販路拡大にあたり、輸出先が求める条件(施設認定等)としてHACCP等に対応した施設整備が必要となっているため、その経費の一部を助成し、取組の促進を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>国内市場が縮小する中で、県内の食関連産業の活性化のためには、海外を含む、県産品の販路開拓を進める必要がある。海外への県産品の販路拡大にあたり、輸出先が求める条件(施設認定等)としてHACCP等に対応した施設整備が必要となっているため、事業者の負担軽減が図られるよう、施設整備を支援することは妥当であり、公益性を有する。 | 同上     | 同上   | 同上   | 同上     | 食の産業振興<br>支援事業費              |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |      |        |              |
|----|----------------------|--------------------------------|------------------|--|--|---|--------|------|------|--------|--------------|
|    |                      |                                |                  |  |  |   |        | 款    | 項    | 目      | 事業名          |
| 5  | ものづくり産業競争力強化支援事業費補助金 | 公益財団法人三重県産業支援センター<br>津市栄町1-891 | 21,160<br>(R8.4) | 企業訪問等を行い、中小企業の技術面及び経営面の課題について、外部資金活用も含めた解決支援を行う。   | (目的・理由)<br>公益財団法人三重県産業支援センター北勢支所を拠点に、中小企業の技術面及び経営面の課題解決、技術人材の育成、最新技術等に関するセミナー等を行うための支援体制を構築し、施設等の適切な管理運営を行う。また、国や大学、研究機関等の情報や知見等を活用するため、情報収集とネットワーク形成に取り組む。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>県内の中小企業等へのコーディネート支援や人材・研究機関間の交流などのコーディネートを進めることは新技術開発や新事業展開を通じた地域産業の活性化や雇用確保につながるため、公益性を有し、県が支援を行うことは妥当である。 | 新産業振興課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | ものづくり産業推進事業費 |
| 6  | 水素モビリティ普及促進事業費補助金    | 未定                             | 56,250<br>(未定)   | カーボンニュートラル社会の実現に向けて、脱炭素エネルギーである水素の利用促進及び県内における今後の水素需要拡大のため、水素ステーション設置支援や、燃料電池商用車の導入支援及び燃料費支援を行う。 | (目的・理由)<br>カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素エネルギーとして有望な水素の県内における普及・利活用を促進するため、水素ステーションの設置支援や、燃料電池商用車の導入支援及び燃料費支援を行う。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱  | 市場の不完全<br>水素ステーションの設置により、FCVやFCTトラック等の普及が促進され、水素の県内における普及、利活用につながるため、公益性を有し、県が支援を行うことは妥当である。                          | 同上     | 同上   | 同上   | 同上     | 次世代産業等振興事業費  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |      |        |               |
|----|------------------|------------------------|-------------------|--|---|---|--------|------|------|--------|---------------|
|    |                  |                        |                   |  |   |   |        | 款    | 項    | 目      | 事業名           |
| 7  | 電源立地地域対策交付金(水力枠) | 熊野市<br>熊野市井戸町796       | 10,605<br>(R8.4)  | 水力発電施設所在市町が実施する公共用施設整備や地域活性化事業等に対し補助する。          | (目的・理由)<br>電源立地地域対策交付金を活用し、水力発電施設所在市町が実施する公共用施設整備や住民福祉の向上に資する事業を支援することにより、水力発電施設の設置・運転に対する地元の理解を促進し、エネルギーの安定供給を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、水力発電施設に対する県民の理解を深めるものである。 | 新産業振興課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 総合エネルギー対策費    |
| 8  | 同上               | 紀北町<br>北牟婁郡紀北町東長島769-1 | 11,914<br>(R8.4)  | 同上   | 同上  | 同上  | 同上     | 同上   | 同上   | 同上     | 同上            |
| 9  | 石油貯蔵施設立地対策等交付金   | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5     | 111,234<br>(R8.7) | 石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる公共用の施設・設備の整備に対し補助する。 | (目的・理由)<br>石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、石油貯蔵施設周辺地域における住民の福祉向上を図ることにより、地域住民の理解を深め、石油貯蔵施設の設置及び運転の円滑化を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱                       | 公共財<br>住民福祉の向上を図ることにより、石油貯蔵施設への県民の理解を深めるものである。        | 同上     | 同上   | 同上   | 同上     | 石油貯蔵施設立地対策事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所     | 交付予定額(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |      |        |                  |
|----|------------------|-------------------|-------------|--|--|---|--------|------|------|--------|------------------|
|    |                  |                   |             |  |  |   |        | 款    | 項    | 目      | 事業名              |
| 10 | LPガス料金高騰対策支援金    | 未定<br>(LPガス販売事業者) | 未定<br>(未定)  | LPガスの料金高騰によって、生活等に影響が生じている一般消費者及び事業者等に対して高騰分の一部を支援する販売業者に助成する。 | (目的・理由)<br>LPガスの料金高騰によって生活等に影響が生じている一般消費者及び事業者等の負担軽減を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>エネルギー価格高騰による影響を受ける一般消費者及び事業者等の生活等の安定のために負担軽減を図るものであり、公益性を有する。                                    | 新産業振興課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | エネルギー価格高騰対策支援事業費 |
| 11 | 特別高圧電力料金高騰対策支援金  | 未定<br>(中小企業等)     | 同上          | 特別高圧を受電している中小企業等について、エネルギー価格高騰による負担を軽減するため、使用量に応じた額を支援する。      | (目的・理由)<br>中小企業等の負担を緩和するため、特別高圧電力の使用量に応じた額を支援し、経営の安定を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業等に対して支援を行うことで、生産活動の維持が可能となる。その結果、経済活動の縮小を防ぐことができるため、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。 | 同上     | 同上   | 同上   | 同上     | 同上               |
| 12 | 工業用LPガス料金高騰対策支援金 | 同上                | 同上          | 工業用LPガスを受給している中小企業等について、エネルギー価格高騰による負担を軽減するため、使用量に応じた額を支援する。   | (目的・理由)<br>中小企業等の負担を緩和するため、工業用LPガスの使用量に応じた額を支援し、経営の安定を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 同上  | 同上     | 同上   | 同上   | 同上     | 同上               |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                                 | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名          | 支出科目 |      |         |             |
|----|---|--------------------------------|-------------------|---|---|---|----------------|------|------|---------|-------------|
|    |   |                                |                   |   |   |   |                | 款    | 項    | 目       | 事業名         |
| 13 | 三重県中小企業支援センター等事業費補助金(中小企業支援センター等事業費補助金) | 公益財団法人三重県産業支援センター<br>津市栄町1-891 | 201,916<br>(R8.4) | 支援体制整備事業、窓口等相談事業、その他の中小企業に対する支援事業に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>中小企業の経営資源を強化し、経営革新や新事業の創出・育成等の取組を促進するために公益財団法人三重県産業支援センターが実施する事業に必要な補助を行い、活力ある地域経済社会の構築に寄与する。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>経営基盤の脆弱な中小企業に対して支援を行い自律的發展を促すことは、地域産業の活性化や雇用確保につながるため、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。        | 中小企業・サービス産業振興課 | 商工費  | 商工業費 | 経営指導育成費 | 産業支援センター事業費 |
| 14 | 信用保証協会保証料軽減補助金                          | 三重県信用保証協会<br>津市桜橋3丁目399番地      | 382,294<br>(R9.3) | 三重県中小企業融資制度に係る保証料の軽減に要する経費を補助する。              | (目的・理由)<br>三重県中小企業融資制度利用者の保証料の軽減を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱   | 市場の不完全<br>信用力が弱い民間金融機関の融資だけでは資金供給が充分でない中小・小規模企業等に対し、県が信用保証協会と連携し、資金調達を補完的に支援することは妥当であり、公益性を有する。 | 同上             | 同上   | 同上   | 商工業振興費  | 経営基盤確立事業費   |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額(予定時期)                | 事業内容                             | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名          | 支出科目 |      |        |                   |
|----|--------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------------|---|---|----------------|------|------|--------|-------------------|
|    |                    |                           |                            |                                  |   |   |                | 款    | 項    | 目      | 事業名               |
| 15 | 信用保証協会保証料軽減補助金     | 三重県信用保証協会<br>津市桜橋3丁目399番地 | 17,952<br>(R9.3)           | 三重県中小企業融資制度に係る保証料の軽減に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>三重県中小企業融資制度利用者の保証料の軽減を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>信用力が弱いため、民間金融機関の融資だけでは資金供給が充分でない中小・小規模企業等に対し、県が信用保証協会と連携し、資金調達を補完的に支援することは妥当であり、公益性を有する。              | 中小企業・サービス産業振興課 | 商工費  | 商工業費 | 新産業振興費 | 事業承継支援<br>総合対策事業費 |
| 16 | 三重県中小企業融資制度利子補給補助金 | 未定<br>(28取扱金融機関)          | 95,541<br>(R8.9)<br>(R9.3) | 三重県中小企業融資制度に係る利息の軽減に要する経費を補助する。  | (目的・理由)<br>三重県中小企業融資制度利用者の利息の軽減を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱  | 市場の不完全<br>信用力が弱いため、資金調達コストの負担が大きい中小・小規模企業等の負担軽減が図られるよう、民間金融機関へ利子補給を行い、必要な事業資金の調達が円滑に行われるよう支援することは妥当であり、公益性を有する。 | 同上             | 同上   | 同上   | 商工業振興費 | 経営基盤確立<br>事業費     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                 | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額(予定時期)         | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名          | 支出科目 |      |        |           |
|----|-------------------------|-------------------------------|---------------------|---|---|---|----------------|------|------|--------|-----------|
|    |                         |                               |                     |   |   |   |                | 款    | 項    | 目      | 事業名       |
| 17 | 三重県中小企業支援ネットワーク推進事業費補助金 | 三重県信用保証協会<br>津市桜橋3丁目399番地     | 112,191<br>(R9.3)   | 三重県信用保証協会に経営改善コーディネーター及び取引価格適正化コーディネーターを配置し、経営課題を抱える中小企業・小規模企業の経営改善及び取引価格適正化に向けた取組の支援に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>三重県信用保証協会に配置した経営改善コーディネーターと取引価格適正化コーディネーターが、金融機関、商工会・商工会議所などの支援機関と連携し、経営課題を抱える事業者の実情に応じた経営改善と、取引価格適正化に向けた取組を支援する。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>経営基盤の脆弱な中小企業・小規模企業に対して支援を行い、自律的発展を促すことは、地域産業の活性化や雇用確保につながるため、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。                               | 中小企業・サービス産業振興課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 経営基盤確立事業費 |
| 18 | 小規模事業支援費補助金             | 三重県商工会連合会 外<br>津市栄町1丁目891番地 外 | 1,639,639<br>(R8.4) | 商工会、商工会議所、三重県商工会連合会が経営指導員等を設置し、小規模事業者等の経営・技術の改善、発達等を支援する事業に要する経費を補助する。                            | (目的・理由)<br>小規模事業者等の振興と安定を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱   | 市場の不完全<br>経営資源の限られた小規模事業者の経営・技術の改善、発達を図るためには、小規模事業者等を支援する商工会議所・商工会及び三重県商工会連合会を活用することが最も効率的、効果的であることから、県が支援することは妥当であり、公益性を有する。 | 同上             | 同上   | 同上   | 同上     | 小規模事業支援費  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名          | 支出科目 |      |        |               |
|----|--------------------|------------------------------|-------------------|---|--|---|----------------|------|------|--------|---------------|
|    |                    |                              |                   |   |  |   |                | 款    | 項    | 目      | 事業名           |
| 19 | 中小企業連携組織対策事業費補助金   | 三重県中小企業団体中央会<br>津市栄町1丁目891番地 | 111,990<br>(R8.4) | 三重県中小企業団体中央会が行う中小企業の連携組織化、中小企業団体の育成指導のための窓口相談、巡回指導、専門家による指導等の事業に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>中小企業者の連携組織化の推進と事業協同組合等の指導育成により、中小企業の地位の向上を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱                                      | 市場の不完全<br>行政が認可して設立された事業協同組合等が、それぞれの業界の実状に即応して最も適正な組合形態を作り上げていくには、経営基盤が脆弱な組合員たる中小企業者の独力では困難であることから、県と中央会が協働して支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。 | 中小企業・サービス産業振興課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 中小企業連携組織対策事業費 |
| 20 | みえインキュベーション施設整備補助金 | 未定                           | 20,000<br>(R8.7)  | 新たにインキュベーション施設の整備を行う事業者に対して、その施設の整備や改修に要する経費を補助する。                          | (目的・理由)<br>県内で起業、創業等の成長支援を行う拠点となるインキュベーション施設整備に係る費用の補助を行うことで、起業、創業等及び新たな産業の創出等による地域の活性化につなげる。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。                                   | 産業イノベーション推進課   | 同上   | 同上   | 新産業振興費 | 新事業創出支援事業費    |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                               | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|---------------|---|-------------------|--|---|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |               |   |                   |  |   |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 21 | マザー工場型拠点立地補助金 | はごろもフーズ株式会社<br>静岡県静岡市清水区島崎町151番地            | 36,500<br>(R8.6)  | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>木曾岬プラント<br>業種:食料品製造業          | (目的・理由)<br>マザー工場化への設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 22 | 同上            | キオクシア株式会社 外1社<br>東京都港区芝浦3丁目1番21号 外          | 150,000<br>(R8.6) | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>四日市工場<br>業種:電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 23 | 同上            | ジャパンマリンユナイテッド株式会社<br>神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号 | 90,000<br>(R8.8)  | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>津事業所<br>業種:輸送用機械器具製造業         | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 24 | 同上            | 株式会社よしみね<br>大阪府大阪市西区京町堀1丁目8番5号              | 92,086<br>(R9.2)  | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>中部事業所<br>業種:はん用機械器具製造業        | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|---------------|-----------------------------------|-------------------|---|---|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |               |                                   |                   |   |   |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 25 | マザー工場型拠点立地補助金 | 津田電線株式会社<br>京都府京都市伏見区横大路鍛ノ本7番地    | 70,000<br>(R8.11) | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>伊賀工場<br>業種:非鉄金属製造業           | (目的・理由)<br>マザー工場化への設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 26 | 同上            | ZACROS株式会社<br>東京都文京区小石川1丁目1番1号    | 70,000<br>(R8.9)  | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>三重事業所<br>業種:化学工業             | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 27 | 同上            | 健栄製薬株式会社<br>大阪府大阪市中央区伏見町2丁目5番8号   | 150,000<br>(R8.6) | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>松阪工場<br>業種:化学工業              | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 28 | 同上            | オーケー化成株式会社<br>大阪府大阪市中央区備後町1丁目7番3号 | 30,000<br>(R8.11) | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>中部カラークロッシングステーション<br>業種:化学工業 | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所              | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|---------------|----------------------------|-------------------|---|---|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |               |                            |                   |   |   |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 29 | マザー工場型拠点立地補助金 | 株式会社トピア<br>鈴鹿市一ノ宮町1477番1   | 80,000<br>(R8.6)  | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>亀山工場<br>業種:輸送用機械器具製造業      | (目的・理由)<br>マザー工場化への設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 30 | 成長産業立地補助金     | 九鬼産業株式会社<br>四日市市尾上町11番地    | 51,770<br>(R8.12) | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>粉体プラント<br>業種:食料品製造業     | (目的・理由)<br>成長産業分野の設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 31 | 同上            | 井村屋株式会社<br>津市高茶屋7丁目1番1号    | 42,000<br>(R8.8)  | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>あのつFACTORY<br>業種:食料品製造業 | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 32 | 同上            | 四日市合成株式会社<br>四日市市宮東町2丁目1番地 | 52,000<br>(R8.9)  | 成長産業(高度部材関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>六呂見工場<br>業種:化学工業     | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称   | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|-----------|------------------------------------|------------------|--|--|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |           |                                    |                  |  |  |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 33 | 成長産業立地補助金 | 株式会社キンレイ<br>京都府京都市伏見区南浜町247番地      | 50,000<br>(R8.7) | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>亀山工場<br>業種:食料品製造業                  | (目的・理由)<br>成長産業分野の設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 34 | 同上        | 第一工業製薬株式会社<br>京都府京都市下京区西七条東久保町55番地 | 80,000<br>(R8.9) | 成長産業(グリーン・デジタル関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>四日市工場 霞地区<br>業種:化学工業       | 同上   | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 35 | 同上        | ライテラジャパン株式会社<br>東京都千代田区大手町2丁目6番4号  | 70,000<br>(R8.6) | 成長産業(グリーン・デジタル関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>超多心光ケーブル製造工場<br>業種:非鉄金属製造業 | 同上   | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所                        | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|-----------------|--------------------------------------|-------------------|--|---|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |                 |                                      |                   |  |   |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 36 | 研究開発施設等立地補助金    | 住友電装株式会社<br>外1社<br>四日市市西末広町1番14号 外   | 100,000<br>(R8.6) | 研究開発施設や試験認証機関の立地に対して補助する。<br>四日市製作所、鈴鹿製作所、四日市塩浜開発技術センター<br>業種:輸送用機械器具製造業 | (目的・理由)<br>研究開発施設や試験認証機関における設備投資等に対して補助することにより、地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例    | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 37 | 地域資源活用型産業等立地補助金 | 村田機械株式会社<br>京都府京都市南区吉祥院南落合町3番地       | 70,000<br>(R8.6)  | 地域資源活用型産業の設備投資に対して補助する。<br>伊勢事業所<br>業種:生産用機械器具製造業                        | (目的・理由)<br>地域資源活用型産業における設備投資等に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 38 | 同上              | シンフォニアテクノロジー株式会社<br>東京都港区芝大門1丁目1番30号 | 80,000<br>(R9.3)  | 地域資源活用型産業の設備投資に対して補助する。<br>伊勢製作所<br>業種:電気機械器具製造業                         | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 39 | 外資系企業アジア拠点立地補助金 | 日本アエロジル株式会社<br>東京都新宿区西新宿2丁目3番1号      | 70,000<br>(R8.7)  | 外資系企業による立地に対して補助する。<br>乾式アルミナ製造プラント<br>業種:化学工業                           | (目的・理由)<br>外資系企業による設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域経済の活性化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例       | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所                                     | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|----------------------|---|-------------------|---|--|--|---------|------|------|-------|--------------|
|    |                      |   |                   |   |  |  |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 40 | 外資系企業アジア拠点立地補助金      | 王子石鹼株式会社<br>外1社<br>津市河芸町東千里<br>600番地 外            | 150,000<br>(R8.8) | 外資系企業による立地に対して補助する。<br>津工場<br>業種:化学工業                                       | (目的・理由)<br>外資系企業による設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域経済の活性化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例                            | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。  | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 41 | 同上                   | 日本プラスチック・テクノロジーズ株式会社<br>愛知県小牧市大字西之島字高拍子<br>1818番地 | 80,000<br>(R8.11) | 外資系企業による立地に対して補助する。<br>桑名工場<br>業種:輸送用機械器具製造業                                | 同上   | 同上   | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 42 | 中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金 | 未定  | 100,000<br>(未定)   | 中堅・中小企業のものづくり基盤技術の高度化などを目的として行う設備投資や、地域への経済波及効果の高い集客交流関連産業などにおける投資に対して補助する。 | (目的・理由)<br>中堅・中小企業が付加価値の高いサービスを創出するため、県内で設備投資を行う際の費用を支援することにより、県内における新たな投資の促進を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>本県は企業の付加価値率が全国的に低位にあることから、優遇措置を設けてグローバル競争に打ち勝つ高い付加価値を創出できる県内企業を育成する必要がある。また、サービス産業の分野では、付加価値の高い新たなサービスを創出し集客力の向上を図る必要がある。高い付加価値を生み出し新たな投資を促進することにより、県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    |              |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称               | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額(予定時期)  | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|-----------------------|------------------------------------|--------------|--|---|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |                       |                                    |              |  |   |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 43 | 居抜き物件活用促進補助金          | 未定                                 | 30,000(未定)   | 新たに工場等を立地する企業が実施する居抜き物件の建屋撤去費に対して補助する。   | (目的・理由)<br>産業用地が不足するなか、喫緊の需要に対応するため、新たに工場等を立地する企業が実施する居抜き物件の建屋撤去費に対する補助を行い、未利用地の活用を促進する。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱   | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 44 | 日本貿易振興機構三重貿易情報センター分担金 | 独立行政法人日本貿易振興機構<br>東京都港区赤坂1丁目12番32号 | 15,201(R8.7) | 海外取引の拡大等、県内中小企業・小規模企業等の国際化を促進するため、日本貿易振興機構(ジェトロ)等専門機関との連携により、個々の企業ニーズに応じた販路開拓、海外市場動向・制度に関する情報の収集を支援する。 | (目的・理由)<br>日本貿易振興機構(ジェトロ)が県内に設置している三重貿易情報センターの運営経費の一部を負担し、販路開拓の支援や海外市場動向・制度などの情報収集・提供を行うことで、県内中小企業・小規模企業等の海外展開を促進する。<br>(根拠)<br>三重貿易相談所運営に関する協定書(昭和49年3月1日) | 市場の不完全<br>県内中小企業・小規模企業等の海外展開を促進することは、本県経済の競争力強化につながり、税収及び雇用の確保に資するものであることから、県が支援を行うことは適当である。      | 同上      | 同上   | 同上   | 貿易振興費 | 海外貿易投資促進事業費  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称  | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |        |               |
|----|--|-----------------------------------|------------------|--|---|---|---------|------|------|--------|---------------|
|    |  |                                   |                  |  |   |   |         | 款    | 項    | 目      | 事業名           |
| 45 | 三重県中小企業支援センター等事業費補助金(令和7年度2月補正・海外ビジネス展開支援補助金分) | 公益財団法人三重県産業支援センター<br>津市栄町1丁目891番地 | 11,700<br>(R8.3) | 不透明な国際情勢をふまえ、県内中小企業等が行う新たな販路開拓への取組に要する経費の一部を補助する。          | (目的・理由)<br>中小企業の経営資源を強化し、経営革新や新事業の創出・育成等の取組を促進するために公益財団法人三重県産業支援センターが実施する事業に必要な補助を行い、活力ある地域経済社会の構築に寄与する。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>経営基盤の脆弱な中小企業等に対して支援を行い自立的発展を促すことは、地域産業の活性化や雇用確保につながるため、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 海外ビジネス展開支援事業費 |
| 46 | 三重県中小企業支援センター等事業費補助金(令和8年度当初・海外ビジネス展開支援補助金分)   | 同上                                | 34,896<br>(R8.4) | 県内中小企業等が行う海外企業との商談会、越境EC(電子商取引)等の海外販路拡大への取組に要する経費の一部を補助する。 | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上     | 同上            |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:観光部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                                  | 補助事業者等の氏名及び住所   | 交付予定額(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |      |       |             |
|----|--|---|-------------|--|---|---|-------|------|------|-------|-------------|
|    |  |   |             |  |   |   |       | 款    | 項    | 目     | 事業名         |
| 1  | インバウンド・ユニバーサルツーリズム・観光防災推進補助金(令和7年度2月補正)  | 未定  | 未定(未定)      | 県内観光事業者が実施するインバウンドやバリアフリー対応、観光防災・危機対応等の受入環境の充実に要する経費の一部を補助する。                        | (目的・理由)<br>国内外の旅行者が安心・安全かつ快適に滞在できる環境を整えるため、インバウンドやバリアフリー、観光防災に対応した受入環境の充実にを図る。<br><br>(根拠)<br>観光部関係補助金等交付要綱               | 市場の不完全<br>県内観光事業者が実施する受入環境の充実の取組を支援することは、県内観光振興、経済活性化につながることから、公益性を有する。                               | 観光振興課 | 商工費  | 商工業費 | 観光振興費 | 観光資源活用推進事業費 |
| 2  | 熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金(トイレ環境整備部分)(令和7年度2月補正) | 未定  | 未定(未定)      | 熊野古道伊勢路沿線のトイレの環境整備に要する経費の一部を補助する。  | (目的・理由)<br>来訪者が熊野古道伊勢路を安全・快適に歩くための観光インフラ整備の促進を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携・交通部関係補助金等交付要綱                                       | 市場の不完全<br>熊野古道伊勢路を安全・快適に歩くことができる環境整備を支援し受入環境整備を進めることは、県内観光振興、経済活性化につながることから、公益性を有する。                  | 同上    | 同上   | 同上   | 同上    | 同上          |
| 3  | 広域連携インバウンド推進協議会等負担金(令和7年度2月補正)           | 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構<br>伊勢市二見町茶屋420-1<br>伊勢市二見総合支所3階 | 10,000(未定)  | 観光地域づくり法人(DMO)等が中心となって協議会等の推進体制を構築し、欧米豪からの高付加価値旅行者の誘致や観光地の高付加価値化を図るための取組に要する経費を負担する。 | (目的・理由)<br>県内の観光地域づくり法人(DMO)等が地域で推進するインバウンド誘致にかかる経費を負担することにより、高付加価値旅行者の誘致促進や県内観光地の高付加価値化を図る。<br><br>(根拠)<br>観光部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>観光地域づくり法人(DMO)、市町、事業者等が一体となり、海外から高付加価値旅行者の誘致や周遊滞在の促進に取り組むことは、県内観光振興、経済活性化につながることから、公益性を有する。 | 海外誘客課 | 同上   | 同上   | 同上    | 海外誘客推進事業費   |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:観光部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                       | 補助事業者等の氏名及び住所   | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |             |
|----|-------------------------------|---|-----------------|---|--|--|---------|------|------|-------|-------------|
|    |                               |   |                 |   |  |  |         | 款    | 項    | 目     | 事業名         |
| 4  | 紀伊半島インバウンド推進事業費負担金(令和7年度2月補正) | 紀伊半島インバウンド推進連絡会議<br>奈良県奈良市池之町3奈良県猿沢イン3階               | 30,000<br>(未定)  | 三重県が和歌山県・奈良県・三重県全域にわたる広域での高付加価値旅行者の誘致促進や県内観光地の高付加価値化を図るための取組に要する経費を負担する。                            | (目的・理由)<br>三重県が和歌山県・奈良県・三重県全域にわたる広域のインバウンド推進にかかる経費を負担することにより、広域での高付加価値旅行者の誘致促進や県内観光地の高付加価値化を図る。<br><br>(根拠)<br>観光部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>三重県が和歌山県・奈良県・三重県全域にわたる広域での高付加価値旅行者の誘致促進や県内観光地の高付加価値化に取り組むことは、県内観光振興、経済活性化につながることから、公益性を有する。                          | 海外誘客課   | 商工費  | 商工業費 | 観光振興費 | 海外誘客推進事業費   |
| 5  | 公益社団法人三重県観光連盟負担金              | 公益社団法人三重県観光連盟<br>津市羽所町700アスト津2階                       | 194,558<br>(未定) | 全県DMOである公益社団法人三重県観光連盟が観光地経営の司令塔としての役割を担うため、地域DMOへの支援、国内外向けプロモーション業務及びデータマーケティング業務の推進に要する経費の一部を負担する。 | (目的・理由)<br>観光における地域間競争が増すなか、観光地経営の司令塔である公益社団法人三重県観光連盟の基盤強化により、持続可能な観光地づくりの推進を図る。<br><br>(根拠)<br>観光部関係補助金等交付要綱                | 外部(不)経済<br>県内唯一の全県DMOである公益社団法人三重県観光連盟の事業推進に要する経費を負担することは、幅広い分野の産業に関係を持つ県内観光産業の活性化につながることから、公益性を有する。                            | 観光振興課   | 同上   | 同上   | 同上    | 観光資源活用推進事業費 |
| 6  | 国内誘客プロモーション事業負担金              | 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構<br>伊勢市二見町茶屋420-1<br>伊勢市二見総合支所3階 | 20,000<br>(未定)  | 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構が事務局を担う「いせしませんぐう旅実行委員会」が実施する観光プロモーションに要する経費の一部を負担する。                           | (目的・理由)<br>第63回神宮式年遷宮を契機とした観光プロモーションを実施することにより、三重県への関心を高め、県外からの誘客・周遊促進を図る。<br><br>(根拠)<br>観光部関係補助金等交付要綱                      | 市場の不完全<br>観光地域づくり法人(DMO)である公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構、市町、事業者等が一体となり、県外からの誘客・周遊促進に向けた取組に要する経費を負担することは、県内観光振興、経済活性化につながることから、公益性を有する。 | 観光誘客推進課 | 同上   | 同上   | 同上    | 国内誘客推進事業費   |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:観光部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所   | 交付予定額(予定時期)    | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |      |       |           |
|----|---------------------|---|----------------|--|--|---|-------|------|------|-------|-----------|
|    |                     |   |                |  |  |   |       | 款    | 項    | 目     | 事業名       |
| 7  | 公益社団法人三重県観光連盟負担金    | 公益社団法人三重県観光連盟<br>津市羽所町700<br>アスト津2階                   | 72,000<br>(未定) | 全県DMOである公益社団法人三重県観光連盟が観光地経営の司令塔としての役割を担うため、インバウンド向けプロモーション業務の推進に要する経費の一部を負担する。       | (目的・理由)<br>観光における地域間競争が増すなか、観光地経営の司令塔である公益社団法人三重県観光連盟の基盤強化を図ることにより、持続可能な観光地づくりの推進を図る。<br><br>(根拠)<br>観光部関係補助金等交付要綱           | 外部(不)経済<br>公益社団法人三重県観光連盟は、県内唯一の全県DMOであり、当該団体の事業の推進に要する経費を負担することは、幅広い分野の産業に関係を持つ県内観光産業の活性化につながることから、公益性を有する。 | 海外誘客課 | 商工費  | 商工業費 | 観光振興費 | 海外誘客推進事業費 |
| 8  | 広域連携インバウンド推進協議会等負担金 | 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構<br>伊勢市二見町茶屋420-1<br>伊勢市二見総合支所3階 | 15,000<br>(未定) | 観光地域づくり法人(DMO)等が中心となって協議会等の推進体制を構築し、欧米豪からの高付加価値旅行者の誘致や観光地の高付加価値化を図るための取組に要する経費を負担する。 | (目的・理由)<br>県内の観光地域づくり法人(DMO)等が地域で推進するインバウンド誘致にかかる経費を負担することにより、高付加価値旅行者の誘致促進や県内観光地の高付加価値化を図る。<br><br>(根拠)<br>観光部関係補助金等交付要綱    | 市場の不完全<br>観光地域づくり法人(DMO)、市町、事業者等が一体となり、海外から高付加価値旅行者の誘致や周遊滞在の促進に取り組むことは、県内観光振興、経済活性化につながることから、公益性を有する。       | 同上    | 同上   | 同上   | 同上    | 同上        |
| 9  | 紀伊半島インバウンド推進事業費負担金  | 紀伊半島インバウンド推進連絡会議<br>奈良県奈良市池之町3奈良県猿沢イン3階               | 10,000<br>(未定) | 三重県が和歌山県・奈良県・三重県全域にわたる広域での高付加価値旅行者の誘致促進や県内観光地の高付加価値化を図るための取組に要する経費を負担する。             | (目的・理由)<br>三重県が和歌山県・奈良県・三重県全域にわたる広域のインバウンド推進にかかる経費を負担することにより、広域での高付加価値旅行者の誘致促進や県内観光地の高付加価値化を図る。<br><br>(根拠)<br>観光部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>三重県が和歌山県・奈良県・三重県全域にわたる広域での高付加価値旅行者の誘致促進や県内観光地の高付加価値化に取り組むことは、県内観光振興、経済活性化につながることから、公益性を有する。       | 同上    | 同上   | 同上   | 同上    | 同上        |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:観光部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称      | 補助事業者等の<br>氏名及び住所                      | 交付予定額<br>(予定時期)  | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |      |       |           |
|----|--------------|--|------------------|---|---|---|-------|------|------|-------|-----------|
|    |              |  |                  |   |   |   |       | 款    | 項    | 目     | 事業名       |
| 10 | 産業観光推進事業費負担金 | 三重県産業観光推進協議会<br>桑名市多度町下野<br>代字谷3503-30 | 12,019<br>(R8.6) | 海外から高付加価値旅行者を誘客するため、ものづくり企業などの技術や経営理念などを新たな観光資源として活用する産業観光の推進に要する経費を負担する。 | (目的・理由)<br>新たな観光資源である産業観光の普及・促進に取り組んでいる団体に必要な支援を行い、活力ある地域経済社会の構築に寄与する。<br><br>(根拠)<br>観光部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>県内の企業関係者等が連携・協力して産業観光の推進に取り組むことにより、海外からの企業関係者等の来訪を促進することは、県内産業や地域の活性化につながることを期待できることから、公益性を有する。 | 海外誘客課 | 商工費  | 商工業費 | 観光振興費 | 海外誘客推進事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所     | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目 |       |        |            |
|----|-----------------|-------------------|------------------|---|---|--|--------|------|-------|--------|------------|
|    |                 |                   |                  |   |   |  |        | 款    | 項     | 目      | 事業名        |
| 1  | 同和地区公共下水道事業補助金  | 津市<br>津市殿村5       | 17,400<br>(R8.9) | 対象区域において、平成9年度から13年度までの5年間に実施した公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で、国の財政上の特別措置が講じられない管渠の建設に要する経費について、地方債の元利償還額の一部を補助する。<br>(平成13年度までの制度で、新規採択終了) | (目的・理由)<br>同和地区における公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱 | ①公共財<br>公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。  | 下水道事業課 | 土木費  | 都市計画費 | 下水道事業費 | 下水道事業諸費    |
| 2  | 木造住宅耐震補強等事業費補助金 | 津市<br>津市西丸之内23番1号 | 37,422<br>(R8.4) | 木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。  | (目的・理由)<br>住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱                                 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム<br>現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。 | 住宅政策課  | 同上   | 住宅費   | 住宅管理費  | 住まい安心支援事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所         | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                                     | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |     |       |            |
|----|-----------------|-----------------------|------------------|--|---|--|-------|------|-----|-------|------------|
|    |                 |                       |                  |  |   |  |       | 款    | 項   | 目     | 事業名        |
| 3  | 木造住宅耐震補強等事業費補助金 | 四日市市<br>四日市市諏訪町1番5号   | 66,029<br>(R8.4) | 木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。 | (目的・理由)<br>住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム<br>現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。<br>このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。 | 住宅政策課 | 土木費  | 住宅費 | 住宅管理費 | 住まい安心支援事業費 |
| 4  | 同上              | 伊勢市<br>伊勢市岩渕1丁目7番29号  | 36,136<br>(R8.4) | 同上                                       | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上    | 同上         |
| 5  | 同上              | 松阪市<br>松阪市殿町1340番地1   | 11,791<br>(R8.4) | 同上                                       | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上    | 同上         |
| 6  | 同上              | 桑名市<br>桑名市中央町二丁目37番地  | 11,370<br>(R8.4) | 同上                                       | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上    | 同上         |
| 7  | 同上              | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸一丁目18番18号 | 19,353<br>(R8.4) | 同上                                       | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上  | 同上    | 同上         |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容                                     | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |     |       |            |
|----|-----------------|------------------------|------------------|--|---|--|-------|------|-----|-------|------------|
|    |                 |                        |                  |  |   |  |       | 款    | 項   | 目     | 事業名        |
| 8  | 木造住宅耐震補強等事業費補助金 | 亀山市<br>亀山市本丸町<br>577番地 | 10,162<br>(R8.4) | 木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。 | (目的・理由)<br>住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム<br>現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。<br>このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。 | 住宅政策課 | 土木費  | 住宅費 | 住宅管理費 | 住まい安心支援事業費 |



第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会事務局) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所                | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                              | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名       | 支出科目 |       |       |            |
|----|------------------|------------------------------|-------------------|-----------------------------------|---|--|-------------|------|-------|-------|------------|
|    |                  |                              |                   |                                   |   |  |             | 款    | 項     | 目     | 事業名        |
| 1  | 公立学校情報機器整備事業費補助金 | 木曾岬町<br>桑名郡木曾岬町<br>大字西対海地251 | 13,163<br>(R8.4)  | 公立小中学校における1人1台端末の更新に係る経費を市町に補助する。 | (目的・理由)<br>公立小中学校の1人1台端末の更新を進め、整備することにより、児童生徒の学習活動の一層の充実と学びの保障等を図る。<br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>県内の公立小中学校に在籍する児童生徒の1人1台端末の活用により、児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現、学びの保障等を図るためのものであり、公益性を有する。 | 小中学校<br>教育課 | 教育費  | 教育総務費 | 教育指導費 | 小・中学校生徒指導費 |
| 2  | 同上               | いなべ市<br>いなべ市北勢町阿<br>下喜31     | 28,416<br>(R8.4)  | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 3  | 同上               | 東員町<br>員弁郡東員町大<br>字山田1600    | 29,260<br>(R8.4)  | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 4  | 同上               | 四日市市<br>四日市市諏訪町<br>1-5       | 921,433<br>(R8.4) | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 5  | 同上               | 菰野町<br>三重郡菰野町大<br>字潤田1250    | 127,966<br>(R8.4) | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 6  | 同上               | 川越町<br>三重郡川越町大<br>字豊田一色280   | 52,506<br>(R8.4)  | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会事務局) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所           | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                              | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名       | 支出科目 |       |       |            |
|----|------------------|-------------------------|-------------------|-----------------------------------|---|--|-------------|------|-------|-------|------------|
|    |                  |                         |                   |                                   |   |  |             | 款    | 項     | 目     | 事業名        |
| 7  | 公立学校情報機器整備事業費補助金 | 亀山市<br>亀山市本丸町577        | 148,133<br>(R8.4) | 公立小中学校における1人1台端末の更新に係る経費を市町に補助する。 | (目的・理由)<br>公立小中学校の1人1台端末の更新を進め、整備することにより、児童生徒の学習活動の一層の充実と学びの保障等を図る。<br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>県内の公立小中学校に在籍する児童生徒の1人1台端末の活用により、児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現、学びの保障等を図るためのものであり、公益性を有する。 | 小中学校<br>教育課 | 教育費  | 教育総務費 | 教育指導費 | 小・中学校生徒指導費 |
| 8  | 同上               | 多気町<br>多気郡多気町相可1600     | 21,963<br>(R8.4)  | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 9  | 同上               | 伊勢市<br>伊勢市岩渕1-7-29      | 112,933<br>(R8.4) | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 10 | 同上               | 南伊勢町<br>度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057 | 14,006<br>(R8.4)  | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 11 | 同上               | 紀北町<br>北牟婁郡紀北町東長島769番地1 | 16,866<br>(R8.4)  | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |
| 12 | 同上               | 熊野市<br>熊野市井戸町796        | 13,860<br>(R8.4)  | 同上                                | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上    | 同上    | 同上         |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会事務局) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                         | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |         |
|----|----------------|--------------------------|-------------------|------------------------------|--|---|-------|------|-------|---------|---------|
|    |                |                          |                   |                              |  |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 13 | 給食費負担軽減補助金(市町) | 桑名市<br>桑名市中央町2-37        | 370,199<br>(R8.4) | 公立小学校における給食の食材に係る経費を市町に補助する。 | (目的・理由)<br>公立小学校の給食費の補助を行うことにより、保護者の負担軽減を図る。<br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>県内の公立小学校に在籍する児童の給食費を補助することにより、保護者の負担軽減を図るためのものであり、公益性を有する。 | 保健体育課 | 教育費  | 保健体育費 | 保健体育総務費 | 学校給食対策費 |
| 14 | 同上             | 木曾岬町<br>桑名郡木曾岬町大字西対海地251 | 11,383<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 15 | 同上             | いなべ市<br>いなべ市北勢町阿下喜31     | 121,379<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 16 | 同上             | 東員町<br>員弁郡東員町大字山田1600    | 81,739<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 17 | 同上             | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5       | 807,779<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 18 | 同上             | 菰野町<br>三重郡菰野町大字潤田1250    | 125,154<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会事務局) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                         | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |         |
|----|----------------|------------------------|-------------------|------------------------------|--|---|-------|------|-------|---------|---------|
|    |                |                        |                   |                              |  |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 19 | 給食費負担軽減補助金(市町) | 朝日町<br>三重郡朝日町大字小向893   | 37,524<br>(R8.4)  | 公立小学校における給食の食材に係る経費を市町に補助する。 | (目的・理由)<br>公立小学校の給食費の補助を行うことにより、保護者の負担軽減を図る。<br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>県内の公立小学校に在籍する児童の給食費を補助することにより、保護者の負担軽減を図るためのものであり、公益性を有する。 | 保健体育課 | 教育費  | 保健体育費 | 保健体育総務費 | 学校給食対策費 |
| 20 | 同上             | 川越町<br>三重郡川越町大字豊田一色280 | 46,790<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 21 | 同上             | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1-18-18    | 514,572<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 22 | 同上             | 亀山市<br>亀山市本丸町577       | 151,924<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 23 | 同上             | 津市<br>津市西丸之内23-1       | 684,227<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 24 | 同上             | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1     | 406,692<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会事務局) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所           | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容                         | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |         |
|----|----------------|-------------------------|-------------------|------------------------------|--|---|-------|------|-------|---------|---------|
|    |                |                         |                   |                              |  |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 25 | 給食費負担軽減補助金(市町) | 多気町<br>多気郡多気町相可1600     | 37,409<br>(R8.4)  | 公立小学校における給食の食材に係る経費を市町に補助する。 | (目的・理由)<br>公立小学校の給食費の補助を行うことにより、保護者の負担軽減を図る。<br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>県内の公立小学校に在籍する児童の給食費を補助することにより、保護者の負担軽減を図るためのものであり、公益性を有する。 | 保健体育課 | 教育費  | 保健体育費 | 保健体育総務費 | 学校給食対策費 |
| 26 | 同上             | 明和町<br>多気郡明和町大字馬之上945   | 71,386<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 27 | 同上             | 大台町<br>多気郡大台町佐原750      | 16,188<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 28 | 同上             | 伊勢市<br>伊勢市岩淵1-7-29      | 300,872<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 29 | 同上             | 玉城町<br>度会郡玉城町田丸114-1    | 47,190<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 30 | 同上             | 南伊勢町<br>度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057 | 12,070<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 31 | 同上             | 度会町<br>度会郡度会町棚橋1215-1   | 19,563<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会事務局) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容                         | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |         |
|----|----------------|------------------------|-------------------|------------------------------|--|---|-------|------|-------|---------|---------|
|    |                |                        |                   |                              |  |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 32 | 給食費負担軽減補助金(市町) | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目1番1号    | 30,888<br>(R8.4)  | 公立小学校における給食の食材に係る経費を市町に補助する。 | (目的・理由)<br>公立小学校の給食費の補助を行うことにより、保護者の負担軽減を図る。<br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>県内の公立小学校に在籍する児童の給食費を補助することにより、保護者の負担軽減を図るためのものであり、公益性を有する。 | 保健体育課 | 教育費  | 保健体育費 | 保健体育総務費 | 学校給食対策費 |
| 33 | 同上             | 志摩市<br>志摩市阿児町鶴方3098-22 | 79,566<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 34 | 同上             | 伊賀市<br>伊賀市四十九町3184     | 194,252<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 35 | 同上             | 名張市<br>名張市鴻之台1番町1番地    | 189,904<br>(R8.4) | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 36 | 同上             | 尾鷲市<br>尾鷲市中央町10-43     | 26,141<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 37 | 同上             | 紀北町<br>北牟婁郡紀北町東長島769-1 | 20,936<br>(R8.4)  | 同上                           | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会事務局) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                      | 補助事業者等の氏名及び住所                       | 交付予定額(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |            |
|----|------------------------------|-------------------------------------|------------------|---|---|---|-------|------|-------|---------|------------|
|    |                              |                                     |                  |   |   |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名        |
| 38 | 給食費負担軽減補助金(市町)               | 熊野市<br>熊野市井戸町796                    | 29,516<br>(R8.4) | 公立小学校における給食の食材に係る経費を市町に補助する。                        | (目的・理由)<br>公立小学校の給食費の補助を行うことにより、保護者の負担軽減を図る。<br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱                        | 外部(不)経済<br>県内の公立小学校に在籍する児童の給食費を補助することにより、保護者の負担軽減を図るためのものであり、公益性を有する。                     | 保健体育課 | 教育費  | 保健体育費 | 保健体育総務費 | 学校給食対策費    |
| 39 | 同上                           | 御浜町<br>南牟婁郡御浜町<br>大字阿田和6120-1       | 15,845<br>(R8.4) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上         |
| 40 | 同上                           | 紀宝町<br>南牟婁郡紀宝町<br>鵜殿324             | 24,654<br>(R8.4) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上         |
| 41 | 全国・ブロック高等学校等体育大会高校生等大会派遣費補助金 | 三重県高等学校<br>体育連盟<br>鈴鹿市稲生町<br>8232-1 | 60,344<br>(R8.4) | 高等学校体育連盟等が主催(共催)する全国・ブロック大会に高校生等を派遣するために要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>高等学校体育連盟等が主催(共催)する全国・ブロック大会に高校生等を派遣することにより、スポーツ水準の向上を図る。<br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>高等学校体育連盟等が主催(共催)する全国・ブロック大会に高校生等を派遣する経費を補助することにより、県内スポーツ水準の向上を図るものであり、公益性を有する。 | 保健体育課 | 教育費  | 保健体育費 | 体育振興費   | 運動部活動支援事業費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会事務局) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所         | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                                | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |                    |
|----|-----------------|-----------------------|-------------------|-------------------------------------|--|---|-------|------|-------|-------|--------------------|
|    |                 |                       |                   |                                     |  |   |       | 款    | 項     | 目     | 事業名                |
| 42 | 地方スポーツ・文化振興費補助金 | 桑名市<br>桑名市中央町2-37     | 20,636<br>(R8.4)  | 中学校部活動の地域展開等に係る市町の体制整備等に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>部活動の地域展開等を推進することにより、部活動等の充実・活性化を図る。<br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 外部(不)不経済<br>急激な少子化が進む中でも将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するものであり、公益性を有する。 | 保健体育課 | 教育費  | 保健体育費 | 体育振興費 | みえ子どもの元気アップ総合推進事業費 |
| 43 | 同上              | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5    | 143,922<br>(R8.4) | 同上                                  | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上                 |
| 44 | 同上              | 菰野町<br>三重郡菰野町大字潤田1250 | 16,000<br>(R8.4)  | 同上                                  | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上                 |
| 45 | 同上              | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1    | 32,000<br>(R8.4)  | 同上                                  | 同上   | 同上  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上                 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会事務局) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所         | 交付予定額<br>(予定時期)  | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目 |       |        |        |
|----|------------|-----------------------|------------------|---|---|---|-------------|------|-------|--------|--------|
|    |            |                       |                  |   |   |   |             | 款    | 項     | 目      | 事業名    |
| 46 | 文化財保護事業補助金 | 明和町<br>多気郡明和町大字馬之上945 | 21,666<br>(R8.4) | 文化財の所有者、管理団体、保護関係団体及び市町が実施する文化財の保存事業及び保存施設整備に要する経費の一部を補助する。 | (目的)<br>指定文化財等の保存事業に対して財政的支援を行い、その適切な保存等を図る。<br><br>(理由)<br>事業者の負担を軽減することで、保存事業を行いやすくし、文化財等が適切に保存され、県民共有の財産として活用されることにつながる。<br><br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>文化財は、わが国の歴史、文化等を正しく理解し、将来の文化の向上発展に資する重要なものであり、その保存事業を支援することは公益性を有する。 | 社会教育・文化財保護課 | 教育費  | 社会教育費 | 文化財保護費 | 文化財管理費 |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:病院事業庁)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称  | 補助事業者等の氏名及び住所                       | 交付予定額(予定時期)     | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目   |      |         |     |
|----|----------|-------------------------------------|-----------------|---|---|---|-------|--------|------|---------|-----|
|    |          |                                     |                 |   |   |   |       | 款      | 項    | 目       | 事業名 |
| 1  | 政策的医療交付金 | 公益社団法人地域医療振興協会<br>東京都千代田区平河町二丁目6番3号 | 585,032<br>(未定) | 三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。 | (目的・理由)<br>地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。<br>(根拠)<br>三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書 | ナショナル(シビル)ミニマム<br>志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するためのものであり、公益性がある。 | 県立病院課 | 病院事業費用 | 医療費用 | 経費(交付金) |     |

